

子ども・子育て会議基準検討部会（第14回）
議 事 次 第

日 時 平成26年2月14日（金） 14：00～17：00

場 所 中央合同庁舎第4号館12階第1208会議室

1. 開 会

2. 議 事

（1）公定価格・利用者負担について

（2）その他

3. 閉 会

[配付資料]

資料 1 子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について

資料 2 公定価格・利用者負担の主な論点について

参考資料 1 経営実態調査の結果（平成23年度の1施設当たりの平均の収支状況）

参考資料 2 委員提出資料

○無藤部会長 それでは、定刻になりましたが、この部会に入る前に渡邊委員から御発言の御要望です。お願いいたします。

○渡邊委員 会議前の貴重な時間をお借りしまして、1点報告をさせていただきたいと思っております。

先般、新制度の財源確保についての要望ということで、皆さん方にその趣旨について御賛同をお諮り申し上げたところでありますが、ほぼ全員の方から御賛同いただき、今日先刻でありますけれども、森担当大臣のところに坂崎委員、榊原委員とともに要請をしてまいりました。その写しを皆さん方のお手元に届けていると思っておりますが、御確認いただければと思います。

森大臣からは非常に力強いお言葉をいただきました。今日第1回の社会保障制度改革推進本部、政府の会議であります。そこで急速な少子高齢化の進展のもとで社会保障制度を持続させていくには、少子化対策を総合的に、かつ着実に実施していく必要がある。その中で、子ども・子育て支援については、質・量の充実を図るための財源として消費税率の引き上げによる0.7兆円を含め、1兆円超程度の確保に努めることとされており、政府として必要な財源の確保にしっかりと取り組む必要があること、そして、幅広い観点から少子化対策、子育て支援を実施していく必要がある。各関係大臣によりしくお願いしたいとのお願いの発言をしたそうでもあります。大変心強く思った次第であります。そして、最後に、皆さんと共に頑張りましょうというお話をいただいて、非常に感激した次第であります。

皆さん方に御協力いただいたことに感謝申し上げます。御報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○無藤部会長 渡邊委員には御尽力をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、第14回「子ども・子育て会議基準検討部会」を開始いたします。お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。

それでは、本日の委員の御出席につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

○長田参事官 悪天候の中、御参集をいただきまして、大変ありがとうございます。

委員の出欠状況でございますが、秋田委員、今村委員、内田委員、小室委員におかれましては、本日所用により御欠席でございます。

また、荒木委員、尾崎委員、清原委員、高尾委員、古渡委員におかれましては、本日所用により御欠席でございますが、それぞれ代理といたしまして、全国国公立幼稚園長会副会長の岩城様、高知県東京事務所長の味元様、三鷹市子ども政策部調整担当部長の宮崎様、日本経済団体連合会経済政策本部長の藤原様、全国認定こども園協会代表理事の若盛様に御出席をいただいております。

以上でございます。本日31名中22名の委員に御出席をいただき、定足数でございます。過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

本日は岡田副大臣に御出席を頂戴してございます。一言御挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○岡田副大臣 委員の皆様におかれましては、今日は特に雪の中お集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。毎回、大変熱心な御議論を重ねていただきまして、重ねて厚く御礼を申し上げたいと思います。

本日は、量的拡充、質の改善の各項目につきまして、一定の前提を置いて追加所要額の推計をお示しさせていただき、皆様方から、また御議論をいただきたいと考えております。

なお、本日、自民党の人口減少社会対策特別委員会のPTにおきまして、朝8時からの部会におきまして、皆さんにお示しをしたこの所要額をお示しをさせていただき、また、御議論をいただいたところでもありますから、さまざまな議論がありました。幾つか御紹介をしたいと思います。

子ども・子育て支援の充実には、1兆円超の財源をしっかりと確保すべきということは、これはたくさんの議員の方々から意見がありました。保育士等の処遇改善は現場の保育士等をしっかりと確保するためにも最優先課題だということ。新制度における保育標準時間11時間についての考え方を現場に誤解がないようにしっかりと整理と説明をすべき。また、現場がしっかりと運営できるように財源を確保すべき。そして、この量的拡充、質の改善であります。質の改善をすることがすなわち量的拡充になるという、そんな意見もありました。

新制度では市町村が実施主体となるが、幼稚園についてはこれまで市町村とのつながりが余りなかったという経緯も踏まえて、預かり保育など現状行えていることがしっかりと継続でき、さらに改善が図られるよう市町村に徹底すべきという御意見がありました。幾つか御意見を紹介して、また皆さんの議論の参考にしていただければと考えます。

なお、今、渡邊委員からも御報告がありましたけれども、今日閣議前に社会保障制度改革推進本部、総理が本部長であります。これが開催をされました。そして、その中でこの財源につきましても消費税率の引き上げによる0.7兆円を含め、1兆円超程度の確保にしっかりと政府として取り組んでほしいという要望、説明も森大臣から説明させていただいているところであります。

引き続き、幅広い観点から少子化対策、子育て支援を充実していくために皆さんの御議論をよろしくお願いいたします。御報告もかね、御礼もかねまして、御挨拶にかえたいと思います。ありがとうございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の資料につきまして、議事次第に記載のとおり資料1から参考資料までお配りしてございます。漏れなどがあれば、事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。本日は「公定価格・利用者負担」について御説明をし、御議論をお願いしたいと存じます。

それでは、お願いします。

○長田参事官 先ほど岡田副大臣からもございましたように、前回、量的拡充と質の改善についての全体フレームの考え方をお示ししたところでございますが、今回はそれを踏まえた具体的な試算を行いましたので、その内容につきまして、資料1に基づきまして、まず私のほうから御説明をさせていただければと思います。

1 ページ、先ほど、量的拡充と質の改善の関係という話が出ましたけれども、ここの冒頭を書いてございますように、これらは二者択一の関係にあるものではなく、車の両輪として取り組む必要があるものだと思っております。すなわち、待機児童解消にしましても、保育士さんの確保なしに実現はなし得ないわけでございますので、処遇改善等々も含めて一体的に取り組んでいく必要がある認識のもとに、この問題は考えてまいりたいと思っております。

その上で、まず量の拡充については前回の会議でも申し上げましたが、現在、各市町村が実際にどれくらいの事業量が必要なのかというニーズを見込んで、それに見合った計画をつくっていただくことになっております。最終的には、その市町村でつくっていただいた計画の積み上げ、その結果が量の拡充分ということで置き換わっていくわけでございますが、現時点での議論を進めていただくに際しまして、この3つ目の○の※で書いていますが、一定の前提を置いて量の見込みを仮置きして積算をさせていただくという作業を行った次第でございます。

一方、質の改善の関係ですが、一番下の○にございますように、さまざまな内容が考えられるわけですので、財源との関係を踏まえながら、どのような項目をどの程度実施するのかについて優先順位づけの御検討をお願いする必要があるかと思っております。

具体的な量的拡充の関係でございますが、2 ページでございます。対象範囲につきましては、前回申し上げました給付関係で、1号認定の部分、2号、3号認定の部分、地域子ども・子育て支援事業、社会的養護という部分でございますが、ここで掲げたようなことを前提として置かせていただいております。

なお、一番下の幼稚園の関係でございますが、新制度の制度設計上、幼稚園についてはこの制度に入らないという選択が認められているわけでございます。そこでこの試算上は90%が移行するというので、仮置きで数字を試算させていただいております。

具体的な内容が3 ページ以下でございます。給付関係が(1)でございます。そのうちの①1号認定、おおよそ幼稚園の対象のお子さんを中心とした部分の給付でございますが、25年度から29年度にかけてまして、78億円ほどの量の拡充を見込んでおります。幾つか増要因があるわけですが、①の※にございますように、1つは現在、私学助成の対象となっていない、例えば個人立などの幼稚園も公費支援の対象になっていくという要素でございますとか、就園奨励費は補助事業ですので、必ずしも全ての市町村で実施をされていない。これが給付化されることとなりますと、それでしっかり対応していく必要がございます、そういった増要因。さらには満3歳児の就園率は少し伸びておりますので、そういった要

素なども加味をしてございます。

続きまして、2号認定、3号認定、保育所等の関係でございます。こちらにつきましては、政府の大きな方針といたしまして、待機児童解消加速化プランに基づきまして、40万人の受入児童数の増を図ることとされておりますので、この40万人ベースでの試算をさせていただきます。具体的には2,940億円ということで、量の拡充はかなりの分をこの部分が占めるということにはなろうかと思えます。

「(2) 地域子ども・子育て支援」でございます。市町村が地域の実情に応じて実施する事業で、法律上は全部で13の事業が掲げられております。そのうち3つの事業については新設をされる事業でございますので、ここではその3事業を除く事業について推計をしております。あくまで機械的な試算でございますので、これらの事業の量拡充については、ここ数年間の実績の伸びを勘案して29年度までにそれを伸ばしたときにどれくらいになるかということで、いずれもそういう割り切りのもとに試算をさせていただいております。その中身が①以下に書いているものでございます。

なお、3つ目の※にございますように、①の延長保育、②の放課後児童クラブ、⑨の病児保育につきましては、事業主負担が含まれてございますので、これらにつきましては事業主負担を含む額と公費負担のみの額を2段構成にして記載を分けております。

細かいところは省略をさせていただきますが、1点、6ページの⑧の一時預かり事業というものがございますが、上の一般型等々が従来ベースのものでございます。このたび御議論をいただきまして、幼稚園の預かり保育実施分につきましては、新制度の体系のもとで一時預かり事業の位置づけの中で実施をしていただくという方針でございますので、その幼稚園型の部分について私学助成等からの円滑な移行を念頭に置いた量拡充分ということで133億円を見込んでいるというところでございます。

7ページにまいります。今の地域子ども・子育て支援事業の関係で940億弱くらいとなります。

(3)の社会的養護、これは児童養護施設や乳児院等のお子さんの部分でございます。残念ながら虐待により、これらの施設に入所するお子さんの数も増えているという状況もございますので、これについても直近の伸びをもとに推計をいたしました結果、170億円の増ということで見込んだところでございます。

以上、25年度から29年度にかけましての量拡充分が公費負担分だけで言いますと4,126億円という試算の結果でございました。

8ページ以下が、質の改善の関係でございます。

この質の改善につきましても(2)に記載の諸前提を置いております。これは基本的に量拡充の前提と同じでございますが、ここでは29年度における所要額を積算させていただきました。その理由といたしまして2つございます。

1つは、平成29年度の段階で消費税引き上げによる増収額が満額入る時点になるということと、待機児童解消加速化プランで29年度を保育ニーズのピークと見込んでいるという

ことで、言わば一番高いラインのところの数字を見ているということでございます。

9 ページ以下でございます。この9 ページ以下の注に、3 歳児を中心とした職員配置の改善とか研修の充実等々を書かせていただいております。前回お示しをした資料の中では、この項目というか見出しのみを御提示させていただいたわけですが、それぞれの項目に対応して、具体的な一定の前提を置いた試算をこのたびさせていただいたものでございます。

まず、職員配置の改善につきましては、3 歳児の声が特に強いわけですが、20 : 1 を 15 : 1 にした場合、700 億円程度。そのほか、さらに1 歳児、4・5 歳児の改善をした場合には資料で示したような数字ということでございます。なお、この3 歳児以上分につきましては、幼稚園分も含んだ試算としてございます。

研修の関係につきましては、当然、研修を保障するということは、その分、現場を空けるということになりますので、代替職員の費用をどれくらい見るのかという中で試算をさせていただいたものでございます。

それから、休日保育の充実。

10 ページにまいりまして、職員の処遇改善。先ほども最重要課題の1 つというような議論がございましたけれども、ここにつきましては2.85～5%の改善という幅で試算をさせていただいております。

まず、この2.85%という数字は何かということですが、これまでも当会議でも何度か話題になりましたが、保育士確保のために24 年度補正予算において処遇改善の特例事業の予算を組み、また、26 年度予算案におきましても、この特例事業を消費税8%財源を活用して継続をするということで予算案の編成をしているわけですが、その内容が改善率ベースで言うと2.85%ということでございます。

この2.85%について、保育士のみならず、幼稚園教諭も含めて対応した場合、これがすなわち542 億円という数字でございます。それをさらにもう一段改善できないかということで、例えば5%というラインに置いた場合の数字が952 億円ということでございます。

なお、かなり他職種と開きがあるということで、その差を完全に埋めるとしたならば、ということの数字を参考までに付しておりますが、その場合には8,500 億という相当膨大な費用がかかるというようなことでございます。

次に、保育認定の2 区分に応じた対応でございます。保育標準時間認定につきましては、8 時間保育を原則としながら、最大利用可能時間として11 時間を設定するという制度設計とさせていただいたわけですが、この11 時間開所につきましては、現行でも11 時間開所を求めているわけですが、そこに対応する施策として、現在その一部を延長保育事業の中で見ているという部分がございますので、それを本来の給付の中で措置をしていく。また、非常勤保育士1 人を加配するというようなことで、その体制を強化するとすれば、どれくらいかかるかということで試算したものが337 億円ということでございます。

保育短時間認定につきましては、標準時間認定に比べると利用料を軽減するというような考え方でこれまでまいってきましたので、それを仮に5%程度軽減できるならば、ということで試算したものが154億円ということでございます。

小規模保育の関係でございます。これも先般おまとめをいただいた基準の中で、小規模保育の特性に鑑みて、保育所の配置基準にプラス1名加配をするということでございますので、そこに対応した所要額。また、連携施設を持ってくださいということで、それにかかる費用。

そして、障害児加算ということの御議論もいただいたわけですが、現在、保育所について地方交付税措置されているものと同等のものをこの小規模保育について措置をするとしたならば、ということで試算しておりまして、それぞれここに記載の所要額という結果となっております。

地域の子育て支援・療育支援でございます。まず、1番目ですけれども、制度上、認定こども園は在園児のみならず、地域の在宅の御家庭の子育て支援をするということが法律上必須義務とされております。一方で幼稚園、保育所につきましては、努力義務ということになっております。そういった違いも踏まえながら、その地域の子育て支援に対応できるべく、主任保育士あるいは主幹教諭といった方を専任化できるような対応を図っていく必要があるのではないかということでございます。

所要額の試算に幅がございますのは、先ほど言いましたように、必須か努力義務かという違いがございますので、認定こども園については必須ですから全て専任化をする必要があるわけですが、幼稚園、保育所については専任化したところに加算をするという考え方。あるいはおよそ全て専任化をするというふうに考えた場合にはどれくらいかということで、この所要額に幅があるということでございます。

それと同等に、それに見合った活動費が2段目。

3点目でございますけれども、障害児対応のことはこれまでも繰り返し御指摘をいただいておりますので、今、交付税措置あるいは私学助成で対応されている部分以外の対応といたしまして、障害児を受け入れた場合に、発達障害センターですとか、いろいろな関係機関との連携を図っていくことが必要になってまいりますので、そういった連携を図るための費用を見れないかということで、試算をしたものでございます。

保幼小連携の関係でございます。ここにつきましては、主に取り組みの進んでいる公立幼稚園の取り組みなどを念頭に置きながら、私立の幼稚園、保育所でも同様な取り組み、交流や接続を見通した教育課程の編制などができるような必要な事務経費、あるいは職員の配置というものを行うとした場合の所要額ということで計算をいたしましたものでございます。

12ページ、減価償却費、賃借料等への対応につきましては、施設整備費補助金を継続することを前提としながら、その対象外となる法人ですとか、賃貸方式で運営をしている施設事業者に対して、長期的に給付費に上乗せをする形で減価償却費等の一部を見れないかということで試算をしたものでございます。

事務負担への対応でございます。ここもこれまで多く御指摘をいただいた点でございますが、特に利用料の徴収事務負担ということに鑑みまして、幼稚園、認定こども園につきまして、非常勤職員の追加配置に必要な費用ということで試算をしたものでございます。なお、これは幼稚園、認定こども園に限っておりますのは、私立保育所については委託費払いという構成となって、利用料は市町村が徴収をすることになっていることを踏まえた試算ということにさせていただいております。

そのほか、施設長、栄養士、その他の職員の配置につきましても、いろいろと御意見をいただいておりますので、一定の前提を置いた試算をいたしましたものでございます。

13 ページ、第三者評価の関係でございます。第三者評価を実施していただくためには、その費用がかかってまいりますので、その費用を支援できないかということでございます。これは頻度によって所要額が変わってまいりますので、3年、5年、10年ということで数字を試算させていただきました。

低所得者世帯の負担軽減については、これを拡充できないかというようなことで、項目のみ挙げさせていただいております。

以上が給付関係でございます。

14 ページ以下が地域子ども・子育て支援事業の関係でございます。

延長保育の充実につきましては、利用児童数が多い施設において少し加配ができないかということ。

放課後児童クラブの関係につきましては、小一の壁の解消を図る。開所時間の延長とそれに見合った職員の体制の部分ということで、339～406 億円ということでございます。

障害児の関係につきましては、今、何人を受け入れても一律1名の加配ということになっておりますが、多く受け入れているところに少し加配ができないかということ。

先般取りまとめをいただいた新しい基準のもとでは、児童の集団規模はおおむね40人までという考え方が示されましたので、大規模クラブについての分割対応の費用。

19 人以下のクラブについては、現在、補助金上は1名分のみ措置されているのですが、今回の基準案の中では、規模にかかわらず最低2人以上という案とされてございますので、それに対応して小規模クラブについて1名加配をしたらどうかというものでございます。

さらに、処遇改善の内容ということでございます。

15 ページ、一時預かり事業に関しまして、保育所以外での実施についての事務経費を御支援できないかということ。また、幼稚園型の一時的預かり事業につきましては、小規模園について配慮ということで補助単価の改善ができないかということでの費用でございます。

病児保育の関係につきましては、これまでの議論の中も非常にキャンセル率も高く、稼働率が低いという中で、空床保障をもう少ししっかりやるべきというような御意見も踏まえて、そのあたりの費用を見ていくなどの内容で試算をした結果でございます。

ファミリー・サポート・センターのコーディネート機能の充実。

16 ページ以下が先ほど言いました13事業のうち、このたび創設をされる3事業につき

まして、こちらは質改善の項目の中で整理をさせていただいております。

1つ目の利用者支援事業につきましては、子育て家庭への利用の支援、あるいは相談、援助を行う職員の配置ということで、既に26年度予算案におきましても一定程度、先行実施を織り込んでいる部分でございます。

実費徴収に伴う補足給付事業。この制度は幼児教育・保育を希望する子どもと家庭にしっかりと給付を保障していこうという考え方に立っているわけでございます。利用料については所得に応じた負担ということでございますが、それ以外の実費負担によって、低所得の方が利用できないことを避けるために、その部分の補足給付を行うという趣旨のものでございますが、それについての所要の経費を見込んだものでございます。

多様な主体の参入促進事業の関係。

最後の研修の充実は、先ほど保育士等についての試算をお示しをしましたが、地域子ども・子育て支援事業に従事をされる方について、同様に研修の保障をするとすればということで試算をした内容がここの部分でございます。

最後でございます。17ページの社会的養護の充実の関係でございます。この社会的養護のあり方につきましては、※に書いております社会保障審議会の専門委員会将来像というものが示されておまして、そこで示された内容を踏まえた試算をしております。項目が多いので主だったところだけ申し上げます。

1つ目の施設の職員配置基準。被虐待児など対応の困難なお子さんが増えてございますので、その配置基準を改善できないかといったようなこと。なるべく小規模ケア化をしていくという意味で、施設の小規模化であったり、里親委託の推進ということが目標に掲げられてございますので、そういったことを支援するため、3つ目に書かれてございます里親支援担当職員の配置でございますとか、2つほど飛んでいただきまして、小規模施設等の増加といったものに対応した所要額などを試算しております。

その下でございますけれども、幼稚園教諭、保育士さんの処遇改善をしますならば、こういった施設にも当然、保育士さんなどの職員の方がいらっしゃいますので、同等にその改善が必要ではないかということで、その部分の費用を計算したものでございます。

以上、これらの質の改善部分につきまして、試算の中で幅を持ってお示しをしたものは、その高いほうを足し合わせた場合には、6,865億円程度という結果となっております。先ほどの量の拡充の試算とあわせると1兆円を超える規模というような結果となっております。こういった内容を踏まえながら、優先順位づけの御議論について御検討をいただければと思っております。

○橋本保育課長 それでは、続きまして、資料2につきまして簡潔に御説明させていただきたいと思っております。

こちらは公定価格・利用者負担について、これまでさまざまな論点についての議論を当会議で積み重ねていただいたものを踏襲するものでございます。つけ加えた部分等に絞ってお話をさせていただきたいと思っております。

最初に7ページ、8ページをお開きください。ここは公定価格の設定につきましての積み上げる考え方、あるいは包括的な考え方等を示したところでございますが、前回お話をさせていただきましたように、最初にスタートをする時点におきましては、いずれにせよ対象となる費目を一定程度、特定した上で評価を行うということでお話をさせていただきましたので、これを対応方針案という形で明記をさせていただきました。

10ページでございます。こちらにつきまして、公定価格を円表示とするのか、単位表示ないし点数表示といった形で行うのか、前回論点を出させていただいたところでございます。前は円表示という形のほうが優れているのではないかといたした御意見を多くの方から頂戴したところでございまして、その方向を基本としてはどうかといったことを検討の視点として書かせていただいております。

12ページにまいりまして、前回いただきました御意見中で最後のところに書いておるものでございますが、調査の指示方法、あるいはどういった調査対象だったかなど、統計に関する解説などを示していただきたいといった御意見をいただいたところでございます。

今日お配りしております参考資料1に経営実態調査の結果の関係の資料がございます。1ページに調査対象の選定方法についての資料がございます。こちらの中で全体の抽出率は平均で3分の1といった形で抽出をしたわけでございますが、そういった考え方。また、3ページにデータが出ております。それぞれの科目について、どういうものがそこに含まれているかということについての解説を加えております。後ほど御参照いただければと思っております。

本体の資料にお戻りいただきまして、23ページでございます。23ページは定員区分の関係でございまして、施設の規模を反映した公定価格を検討している一つでございますけれども、28ページには、まずこれは保育所あるいは認定こども園の保育認定の関係の定員の部分ということでの考え方を示したものでございます。従来、保育所の運営費につきましては、17区分の定員規模ということでセットしてございまして、それと同様に20人、10人刻みでその上をいきまして、170人を超えるところ、171人以上のところについては踏襲という形でやってはどうかということで例を書いてございます。

認定こども園の場合には、20人を下回る形で保育の定員が設定されている場合もございまして、認定こども園の場合には10人までと11~20人という区分をさらに設けるといった形で書かせていただいております。

29ページは、幼稚園ないしは認定こども園の教育標準時間認定のお子さんの定員の関係でございます。こちらには例1と例2ということで二通り書かせていただいておりますが、いずれも保育所と同様に17区分という形でやってみた例でございます。こちらにつきまして、幼稚園の場合、最低定員はございませんので、10人まで、ないし15人までといった区分を設定しながら、また90人以下の施設の場合につきまして、10人単位とするような考え方。あるいは例2のほうでいきますと、平均的な規模である150人以下のところについては10人単位ないしは15人単位といった形でのきめ細かい設定。それ以上については

30人以上といったやり方をしているものがございます。

最大のところでございますけれども、全体として一番上の7%くらいが含まれるところということで301人以上としてございます。ちなみに保育所の場合の171人以上も大体7%が含まれるラインということでございます。

30 ページにまいりまして、地域型保育事業でございます。小規模保育については6～12人、13～19人という2区分としてはどうかということで提案をさせていただきました。また、事業所内保育につきましては、小さい規模のものにつきましては小規模保育との整合性、また20人以上のものにつきましては保育所との整合性ということで考えてございまして、実態調査の結果から見まして、全体の上位5%程度のところで61人以上というラインになってくるかと思っておりますので、こういった5人まで、6～12人、13～19人、20人以上のところは10人刻みでいきまして、61人以上が踏襲といった形で考えてみたものでございます。

48 ページでございます。こちらは給食費の関係の記述でございます。こちらに現行の私学助成における取り扱いを書き足してございます。専任の調理員の人件費、あるいは外部搬入の場合の多くの委託費などにつきまして、支出することが認められるということを追加で記載させていただいております。

54 ページ、管理費の中の減価償却費あるいは賃借料の関係の部分でございます。こちらにつきまして、幼稚園についての記述を追加しておりますが、幼稚園につきましては、施設整備補助の負担割合あるいは補助を受けた施設が保育所に比べて相対的に低くて、経常経費等の中で対応していると考えられるなど、現在の対応を踏まえ、公定価格において評価していることが考えられるのではないかとという論点を追加しております。

同じく55 ページに行きまして、公認会計士等につきましての監査の費用の取り扱いでございます。現在、私学助成を受けている幼稚園の場合におきましては、助成額が少額の場合を除きまして、公認会計士ないしは監査法人による財務諸表の監査が義務づけられているわけでございますが、公費の透明性の確保という観点から見ましたときに、施設型給付を受ける場合の外部監査等の必要なコストの取り扱い。これをどう考えていくかという論点を出してございます。

現状につきましては、私学助成についての取り扱い、また、私立保育所につきましての都道府県等による財務諸表の監査等の取り扱い。こういったことを記述として追加しております。

69 ページに飛んでいただければと思います。こちらは地域型保育事業の関係の中の論点の1つでございまして、検討例③ですが、事業所内保育事業における従業員枠と地域枠との関係でございます。このところのコストをどう考えていくかということにつきまして、赤い字で書き足してございますが、保育の提供コスト自体が従業員の子どもと地域の子どもとで違うわけではないといった御意見もこれまでいただいておりますし、また、地域枠を設けない事業所内保育施設もありますので、そういったものとの関係。

実態調査の結果等を見ますと、その下に参考1と参考2ということで少し数字を示させていただいておりますが、近隣の保育所と比較して保育料を無料ないしは低くしているという形で従業員の子どものほうの保育料を抑えているケースもございますし、近隣の地域の子どもを受け入れる場合に、より低く設定している場合も多くございますが、中には一般の保育所の水準を上回るという形で設定している例もございます。こういったデータなども見ながら、どういうふうに考えていくかというところの議論を深めていただければと思っております。

70 ページにまいりまして、こちらは検討例⑤でございます。地域型保育事業の場合、規模が小さいというところも踏まえながら、管理者ないし事務体制の問題についても検討する必要がありますだろうということを書き足していただいております。

最後に 80 ページの部分でございます。利用者負担の関係で1点追加してございます。この利用者負担を考えるに当たりまして、市町村民税額との関係を物差しに用いてはどうかといった形でこれまで考えてきているわけでございますが、その際どうしても1年度前の所得の状況を反映するといったところがございまして、この問題をどう考えるかということで、これまで例1、例2、例3ということで3つの考え方を示させていただいております。

例1というのは、年度を通じて前年度分の市町村民税額という考え方で、1年間固定するという考え方でございます。

例2は市町村民税の賦課決定の時期が6月でございますので、4月、5月は前年度分の市町村民税額、6月以降は当年度分の市町村民税額という形に切り替えるということでございます。

例3は、この切り替え時期のところがございますので、年度を通じて当年度分といたしますが、4月、5月分については切り替えが間に合いませんので、後からさかのぼるという考え方でやっているものでございます。

こういった中で、例1と例2につきましては、それに近い少し変形ということで、例1^〳と例2^〳という形で少し赤い字で書き足していただいております。

例1^〳というのは、前年度分の市町村民税額ということで、これを基本といたしながら所得の変化に対応しようというものでございまして、前々年の所得に基づいて設定した場合に、収入が大幅に減少するなど直近の所得の状況等に大きな変動があるケースが想定されるため、保護者の申請に基づいて年度の途中に変更を可能とするということで、個別の調整をすることを可能とする考え方でございます。現行の保育所運営費の中におきます利用者負担につきましても、市町村長の裁量で一定の対応ができるようになってございます。

例2^〳という形でもう一つ書き加えておりますのは、6月が市町村民税の賦課決定の時期でございますが、市町村の事務の集中を避けるということで、切り替え時期を7月以降、例えば8月とか10月とか、そういった時期に切り替えを行うという形にずらしてはどうかということで書き足しているものでございます。

さまざまな論点がある中で、若干書き足した部分に絞って御説明をさせていただきました。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、質問、御意見に行きたいと思えますけれども、その前に1つだけ私のほうから質問をさせていただきたいと思っております。

今、事務方から御説明いただいたのは、要するに安定財源としての7,000億、もしかすると1兆円超でありますけれども、その使い道。言い換えれば、毎年それぞれの施設等に対して、どのように国が補助するかというのですが、もう一つ気になるのは、新しい制度の移行に伴ってかかる部分の費用が恐らく発生するだろうと思えます。

それはこれまで国の補助がない等のことで、新たに例えば施設設備を加えなければいけないみたいなことですが、例えば幼稚園が幼保連携型認定こども園に転換するとして、大部分の幼稚園は恐らく調理室を設置しなければならないわけですが、その負担はどういう形で補助が可能なのか。例えばそういうようなことの御説明をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○長田参事官 こういった施設整備の関係につきましては、今、安心こども基金の中で補助金を支出いたしております。この中で座長がおっしゃったような、例えば、調理室の設置などにつきましても認定こども園整備事業という枠組みがございますが、その中の一つのメニューとして出すことは可能でございます。

また、新制度以降後の姿でございますが、改正後の児童福祉法の条文に基づきまして、施設整備を市町村が主導する形で実施する場合の市町村への補助金、交付金という形のものでございまして、この枠組みのもとで児童福祉施設として位置づけられております保育所あるいは幼保連携型認定こども園につきましても、施設整備の費用を補助するという枠組みが可能になってございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。今のは確認ということでございます。

それでは、御意見、御質問を頂戴いたしたいと思えます。恐らく大部分の方は御意見がございませうから、坂崎委員のほうから順番にお願いしたいと思えます。

○坂崎委員 日本保育協会の坂崎でございます。

大きくは2点ですが、まず、その前提条件としては、先ほど説明の中で質のことにしましては優先順位づけをして考えていきたいという話があったわけですが。先ほどの渡邊町長からもありましたけれども、この優先順位づけを単純に今回7,000億弱、6,800億くらいが示されたわけですが、このような形つまりは質7,000億で考えていくのか。もうその質は7,000から4,000を引いた3,000億の中で最初は考えていくのか。そのような考え方の整理をどこかで示していただければ、ありがたいなと思えます。

2点述べたいと思えます。1つは、今回の資料1の質の改善の10ページ、保育所にかかわる部門を2つ、お話をしたいと思えます。

1つは、今回は質の改善、10ページのところに職員の定着ということで、処遇改善臨時特例事業と同様の形のものを全ての方々に改善をしていくという話が出ております。これは保育所にだけ、平成25、26年度と配られてきたわけでありまして。それを全ての職種の方々に行っていくことは非常にいいことだと思います。

一方、例えば単純な話ですけれども、27年になったときにもしも2.85%のままでありますと、保育所の処遇の改善が基本的になされたのかという話になってしまいます。詰まる所は何も処遇改善が平成27年ではなされていないかのごとく受け取られることが考えられるわけです。そういうことを考えてみますれば、ここの職員の定着に関する職員給与の改善というものの上積みは2.85%以上必要なのではないかと思えます。

2点目です。その下の保育認定の2区分に応じた対応ということですが。保育界ではこの開所時間の11時間と保育時間の8時間ということは非常に長い間の懸念であります。平成9年の現行制度からずっとこのことが続いています。

この中で下の※に書いておりますけれども、単純に今の8時間のものを8分の11に計算した場合は3,000億必要なんだという考え方です。保育所の現状で話をしますれば、基本分の保育単価だけで職員が回っているのではなくて、各種の補助事業が併設されることによって、いわゆる延長保育や今で言う定員超え、そういうところのお金が補充されることによって保育開所時間の11時間が回っているわけです。

ですから、現場を行うには、基本的にはこの3,000億円が必要だと書かれておりますが、やはり現状改善をしていくというのは延長保育分の基本分に非常勤の保育士を足すというだけではなくて、本来はもう現状に見合う形のものを計算して下さって、この保育認定の2区分に応じた対応をして下さることがありがたいなと思っております。今回のことにおきまして、2区分になることによって保育所の運営が改善されていくということが、私たちにとっても1つの大きな課題でありますので、そのことについて、よろしく願いいたします。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、坂本委員、お願いします。

○坂本委員 全国保育サービス協会の坂本です。よろしく願いいたします。

まず、資料1の量の拡充のところ、お願いしたいことがあります。3ページの②2号認定・3号認定の子どもたちに2,940億円検討されている点において、待機児童の解消は非常に大きな課題とは思いますが、少人数の保育を要する子どもたち、家庭的保育や居宅訪問型保育を要する子どもたちにも、この中からきちんと振り分けられるように、保育を必要とする全ての子どもたちに行きわたるように、ぜひともお願いしたいと改めて申し上げます。

次に、質の改善に関しまして、9ページ・10ページの研修の充実、キャリアアップ、処遇改善について意見申し上げます。対象者は、認可保育所あるいは幼稚園、認定こども園、

それ以外の小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型事業、事業所内保育所等で働く保育士等について当然と思いますが、それら以外の認可外保育施設で働いている保育士に対しても、対象とするよう御検討をいただきたいです。認可外保育施設、中でも非課税措置を受けている保育施設は、一定の基準を満たしていると認められた施設です。すべての保育士の処遇改善することで、保育士全体の質の向上につながると思われしますので、ぜひ、対象に加えていただくようお願いいたします。最後にもう一点、10ページの小規模保育事業の体制強化についてです。地域型保育事業では連携施設に係る経費が設定されており、これらの経費は、連携施設側に支給されるということです。この点についての異存はないですが、連携施設側に支給されるのであれば、株式会社立など多様な法人立の小規模保育事業が参入できるように、市町村に調整をお願いいたします。

実際に、ある市からは株式会社立の小規模保育事業所を参入させる予定はない、とはっきりと言われました。別の市では、保育所等の連携施設を探すに当たって近隣の保育所に依頼したところ、その市の保育所団体の意向として、株式会社立の小規模保育所との連携はしない、と断られ、結局は連携施設が無いことを理由に小規模保育所の開設を見合わせざるを得ない結果となりました。このような事態では、連携施設に対して公費支給する意味がないのではないかと思います。いずれの法人立の場合でも、等しく同様に取り扱われるように、改めて国ないしは市区町村等の御指導をお願いしたいです。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 全国保育協議会の佐藤です。

保育現場を担う立場から意見を述べる。保育者は、まずは家庭との緊密な連携のもとで子どもの保育をし、その子どもの保護者への支援も行っている。さらに地域の子育て家庭への支援にも取り組んでいるが、これまでの配置基準では、十分な対応ができないことに歯がゆさを感じていた。今回、量の拡大や質の改善に向けて、地域の子育て支援にかかる所要額を推計していただいたことは評価したい。

子ども・子育て支援新制度では保育支援は不可欠であり、それをすすめるために必要な推計となっているのか伺いたい。3歳児を中心とした職員配置の改善において3歳児をはじめ1歳児や4・5歳児の改善、研修の充実における所要額を推計いただいたことも評価したい。

一方、保育認定2区分に応じた対応では、保育短時間認定の利用者負担を保育標準時間認定の95%程度とした所要額の推計であったが、保護者が安心、安定した子育てができる家庭支援となるよう、保護者の利用負担額を少しでも改善できるよう検討いただきたい。資料に、認定こども園と記載されているものは、4類型を含んだ所要額の推計であるのか確認したい。また、小規模保育事業の定員の区分を6～12人、13～19人の2区分の提案に賛同する。

○無藤部会長 ありがとうございます。御質問は後でまとめてということです。

では、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会の鈴木でございます。

1点だけお話しさせていただきます。資料1の量的拡充と質の改善についてというところで2つの試算が示されておりますが、2つの試算の合計は0.7兆円を超えておりますので、政府の責任で1兆円を超える財源を確保していただきたいと思っております。限られた財源の使い方に何らかの優先順位をつけるのであれば、施設別に優先順位を付けるのではなく、どの保育を利用する場合も同じ条件で、同じ質の保育が受けられることを利用者は望んでおりますので、ぜひ利用者の意見を考慮してほしいと思っております。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 ありがとうございます。日本労働組合総連合会の高橋でございます。

私たちとしては、この子ども・子育て支援新制度における量的拡充・質の改善については、基本的に支持したいと考えています。ただ、この財源の考え方の枠には入っていないのですけれども、保育所施設の5割近くを占める公立の保育所、公立の幼稚園についても給付は新制度に組み込まれていることから、その主な財源となる地方財政措置が新制度と同様に充実が図られるよう、関係省庁と十分に連携していただきたいと考えています。その状況について、可能であれば、質問になるのですが、御報告をお願いしたいと思います。また、障害児教育についても同様であり、同様の対応をお願いしたいところでございます。

大きく2点目ですけれども、17ページでございます。「社会的養護の充実」についてですが、社会的養護が必要な子どもを家庭的な環境で養育・保護することができるよう、社保審の児童部会専門委員会等の取りまとめもございしますが、やはり里親制度の普及を図り、登録里親数をふやすこととか、あるいはその支援体制が喫緊の課題だと考えられております。あわせて、施設におけるケア形態の小規模化を図るためには、小規模グループケア、ここにも載っておりますが、それらのグループホームの充実をさらに支援する必要があるかと思っております。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、溜川委員、お願いします。

○溜川委員 全国認定こども園連絡協議会の溜川でございます。

今回は質の改善ということで、配置基準等の見直しを積極的に考えの中に取り入れていただきまして、とてもありがたいと考えている1人でございます。私どもは団体としても、そろそろ何を優先していくべきかを絞り込んでいくことを仲間とも、そういった議論をさらに深めていきたいと考えております。

さて、質問が1つ、意見が1つ、問題提起が1つということで3つ述べさせていただきます。

まず質問は、いただいた資料の中で、量的拡充・質の改善等において、諸前提ということで幼稚園が90%新制度に移行するものと仮置きされております。幼稚園の90%が新制度に移行するかなということについて、何が根拠かと言われてもお困りになるかもしれませんが、実のことを言いますと私どもの感覚とはかなりかけ離れております。都市部であるのか、あるいは過疎地であるのかによって、特に今回の新制度は、保育所待機児童の問題解消は大きなことですが、過疎地の救いといったものもかなりあると思いますので、全国レベルで考えるとこうなるのかなと理解してもいいのですが、どうも私の周りの感覚では到底このパーセンテージに至らないものをイメージしていましたので、このことについて御説明いただけるものがあれば、ぜひお示しをいただければ助かります。

2つ目は意見でございます。実務をやっている者といたしまして、いつも難しい問題が何かというと、開所時間の長さで一勤労者の労働時間の長さの不一致でございます。特に今回、卑近な例で恐縮ですが、私どものことで申し上げますと、なかなか早い時間だとか遅い時間を保育してくださる方は見つかりません。

したがって、正規職を充てて前後に振り分けるという方法が普通はされておりますが、その場合に中ばかりダブってしまうという状況があります。そうなりますと人件費の計算において、国として見れば当然厳密に時間数を割って、1人当たりの労働時間で割った人数というふうにお考えになるのは十分わかるのですが、現実として、なかなか真ん中のダブリがうまく調整できない。間を例えば3時間、4時間の休憩時間をとって前後だけ働いてくれという正規職務をたくさん雇用できれば、それは願ってもかなってないのですが。そのところを考えますと、どうしても労働基準法のあり方に限界があるなというところに行ってしまう。

いずれにしても、この不一致から来るダブリが公定価格の中でどの程度柔軟に考えていただけるのかどうかというところをお願いやら、意見やらといいますか、非常に実務者としては困っているところを吐露させていただきました。

実務上の問題提起として1つ、実は私どもの仲間からこのようなことが指摘されましたので、御紹介申し上げます。それは何かといいますと、利用者負担についてです。利用料の徴収不能となった場合に、そのお子さんの在籍をどう取り扱うかということです。これは現行認定こども園制度でも抱えてきた問題であります。これまでは国の御説明によれば、未収納が引き続いた子どもさんをそのまますぐに退園させるということは人道的にできないでしょうねということはそのとおりでございます。しかしながら、数カ月経てもなかなか回収できないといった場合に、そのお子さんをずっと園がしょっていくということも、また難しいことがございます。

従来 of 現行制度においては、その際は最終的には市町村なりの公立の施設がお子さんの面倒を見ましょうというようなストーリーが流れていたと思います。新制度において、そういう流れについては継続でいいのかどうかというところを聞かれまして、私もはたと困りました。新制度もその点については現行制度と同様の考え方が基本に流れている

と考えていいかどうかを今回お話しさせていただきました。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、北條委員、お願いします。

○北條委員 ありがとうございます。資料1と資料2を一遍に両方やるというのも、本当は1つずつやっていただきたいと思えますけれども、時間がないということなのだろうと思えますが、まず資料1の3ページあたりから量的な問題、また、その後で質の問題が出てまいります、その財源をどこにどう当てはめていくのかということで、私は幼稚園でありますから、そこまでひがむなと言われるかもしれませんが、何だこれ、保育所ばかりではないかというのが率直な感じであります。

子どもの視点に立つということが前提であろうと思えますので、本当に子どもの育ちの視点に立つならば、不必要な長時間保育をするようなことはないというのが前回の確認でありますので、その精神にのっとり、しっかり対応をお願いしたいと思います。この中で延長保育事業というのが4ページと14ページともう一カ所に出てきますね。8時間と11時間の問題で従来、公定価格の中で見ていなかった部分を今度は見るのだという話で三百何億円かがそちらのほうに移るという話であったわけですが、この資料を見ますと4ページが量で14ページが質であります、両方ともどんどん増えてしまう。これは一体どうなっているのか。子どもの立場に立って、こんなことをしていいのかという思いがございます。

一時預かり事業はとりわけ、私も幼稚園でありますから、幼稚園の問題ですが、本来、幼稚園の預かり保育というものは保育認定の対象だというのが私どもの主張であります。しかし、現在の法律の状況ではそうになっていないということで、一時預かり事業ということでもありますけれども、現在の幼稚園の預かり保育でも就労している方が相当利用されているわけです。フルタイムの就労をしている人がいないのかというと、そんなことはないのです。おじいちゃん、おばあちゃん、あるいは御両親の御兄弟が応援して、自らの出費によって家庭での保育をしっかりやって、幼稚園教育を受けているというお子さんはたくさんいらっしゃるわけであり、こういう方々を新制度のもとで仮に一時預かり事業というものでやむを得ないとしても、しっかりと公平な措置をしていただけるのかどうかという点であります。大変大きな心配を持っております。

短時間就労者の保育利用の問題でありますけれども、必要な範囲で短時間の利用をするのだということが確認されたわけでございます。であるとすれば、先ほど標準保育時間に対して短時間のほうは95%程度の負担でいいのではないかとことでありましたが、もっと短時間の利用ということであるならば、しっかりとその利用者負担を軽減するような措置をおとりいただければ、子どもにとって大変幸せな状況になるだろうと思えます。

いずれにいたしましても、幼稚園と保育園との制度が今までずっと横並びで走ってきて、そこでの公費負担の格差が目を見わたるほどの巨大なものになっているわけであり、それ

を今回平等にさせていただけるということなので、全国の幼稚園は期待しております。それがしっかりなされるならば、90%どころではないです。もっと幼稚園はこの制度に移ります。しかし、そうでなければ、これは話は全く別だということになるわけでございます。

私どもは何度も何度も繰り返し申ししておりますけれども、既に法律が成立しているとおっしゃいますが、このたびの認定こども園の一部改正法、また、子ども・子育て支援法には重大な問題があると考えております。これについて時間はかかると思っておりますけれども、幼稚園、保育園、認定こども園、そして、いずれの施設も利用しない3歳未満の家庭で保育を受けるお子さん、全ての子どもが平等になるような、そういう仕組みというものをつくり直していただくという粘り強い努力は今後もしていかなければならないと思っております。

質の高い幼児教育を展開する上で、教職員の処遇というのは極めて重要であります。保育所で尊い働きをしていただいている保育士さん、また、私どもの幼稚園で働いてくれている教員。現在は女性だけではなく男性も増えてきておりますけれども、女性がまだまだ多いわけですが、今の世の中で最良の方々だと私は思います。本当に子どもが好きで、子どものために一生懸命働いてくださるの方々。こういう方々に報いる当然の処遇改善をしていかなければならない。これは経営に当たるものの責任でもありますけれども、どうか国としても公平な措置をお願いしたいと思っております。

保幼小連携のところで若干の予算が計上されておりますが、ほかに比べて、こんなに少なくないのかなという感じはいたしますが、施設に対する助成ということだと思っております。その一方で、やはり文科省のほうで幼稚園、保育所、小学校との連携を、時間をかけて検討しました折に、市町村教育委員会の役割が大事だということが言われているわけであり、報告書にも述べられているところであります。市町村の教育委員会が保幼小連携、接続推進に積極的に役割を果たせるような、そういう措置もこの機会に何とか考えていただけないものではないでしょうか。今のままですと結局どこそこ幼稚園、どこそこ保育所、小学校、そこで勝手にやりなさい、なんですね。教育委員会は何もそこにコミットしないというのが現状でありますから、こういう状態は改善しなければならないと思っております。

そもそもこのたびの施設型給付というものは、施設との直接契約であり、保育料の納入もこれは施設との直接の納入だと承ってまいりましたが、しかし、ここに至って、どうもそうではないほうが多いという話になってきております。何のことはない、直接契約と納付金の直接の納入をお願いするのは私立幼稚園、また、私立幼稚園から転換した認定こども園だけだという、こんなことになっていいのでしょうか。そういうことになりそうです。ぜひとも、それならば私立幼稚園にかかわる部分では、市町村が本来担うべき仕事をちゃんとやったださればいいわけですから、そういう形で公平性を確保していただきたいと思っております。

私どもは幼児教育の無償化を願い、昨年来、全国的に大きな署名運動を展開いたしました。これは幼稚園だけの利益を考えているわけではございません。いろいろなお考えはあ

ろうと思いますが、幼稚園、保育所、認定こども園の教育にかかわる部分についての無償化をお願いしております。そういう観点からも利用者負担というものが幼稚園、保育所、公立、私立を通して平等にきちんと少しでも低廉なものになっていく方向性というものを示していただきたいと思っています。

長くなって申しわけありません。資料2であります。3度目になって恐縮ではありますが、2ページ目の施設型給付、委託費、この説明については全く納得ができません。これをこのまま押し通すのであれば、そもそも私どもはこのような仕組みを容認することはできないということをはっきりと申し上げておきたいと思っています。これはまことに不公平な仕組みでございます。許しがたいというふうに考えております。

その上で、新しい新制度のもとで、現在、私どもは私学助成のもとで努力して、いろいろなことをやっておるわけでございますが、こういうことが新しい仕組みの中でできなくなるものがあってはならないわけでございますので、そこら辺は当然お考えいただけると思いますが、よろしく願いいたします。

定員区分の問題であります。このたび例1をお示しいただきました。私どもの感覚として、前に示されたものはどうも違和感がありましたけれども、今回の例2は大分素直にこの方向でいいのではないかと考えております。

給食はこれも何度も申しておりますが、本来、実費徴収すべきものです。これは保育所も幼稚園も当然そうあるべきであります。しかし、両方平等に公費負担というのなら、それはそれで結構であります。これは義務教育学校においても実費負担ということになっているのに、食というのは家庭あるいは保護者の基本的な提供義務があるはずであります。それがどうして施設に義務づけられるのか、理解に苦しむところであります。

監査につきましては、やるのが当たり前であります。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、宮下委員、お願いします。

○宮下委員 全国幼児教育研究協会の宮下でございます。よろしく願いいたします。

まず、1ページの量的拡充と質の改善との関係についてでございます。量的拡充が非常に大きな割合を占めておりますが、この拡充をすることによって、子どもを安易に預けるということの促進にならなければいいなと幼稚園側としては考えております。私もこれは何回も申し上げていますが、やはり子どもを育てることの第一義的な責任は親にあると。ここをきちんと考えた上で、子どもの育ちや子どもにとって何が大事かということをよく考えていく必要があるのではないかと考えています。

また、量的拡充がまず最初ということではなくて、質改善も非常に大事なことだと思います。質と量が両輪となってということが書かれておりますが、場合によっては量拡充についても、その妥当性を議論して、質改善を増やすという対応も必要なのではないかと思っています。

2番目は質改善についてです。現状よりも多くの公費が投入され、幼児教育の質が改善されることが幼稚園における新制度への移行についての大きな分かれ道になってくるのではないかと考えていますし、このことが新制度の成否を握っていると言っても過言ではないと思います。そこでお願いしたいのは、まず3歳児を中心とした職員配置の改善についてです。幼稚園の現場では公定価格の資料にもありますとおり、学級担任の教諭1人当たり3歳児は16人、4～5歳児は23人の園児を受け持っており、学級担任以外の教諭も相当数存在しています。これから先もこれらの教諭の配置が担保され、さらに現状より多くの教諭が配置できるような公定価格となるように重ねてお願いをしたいと思いますし、3歳児だけではなくて、4歳、5歳の職員配置基準も考慮していただけるとありがたいと思います。

次に、職員の定着・確保のための職員給与改善についてです。日々子どもと本当に楽しそうに接し、子どもの前に立ち、先生として一生懸命生活をしております幼稚園教諭や保育士たちが、やりがいを持って働くことができるような処遇確保というのはとても大事なことだと思います。それが質の高い幼児教育を展開する上に大きな役割を担ってくるのではないかと考えております。

また、現在の低い待遇のままですと、将来、幼稚園の先生、保育所の先生にはなりたくない、働きたくないという傾向になることものではないかと考えていますし、後継者を非常に育てにくくなっております。これは教育・保育界にとって大きな損失であると考えています。

次に、小学校との連携の改善ですが、保・幼・小の連携連続の改善を図ることは、子どもたちの発達の連続性などから考えても幼児教育の大きな課題であると思います。そのためにも私立幼稚園、保育所が小学校との連携、接続改善を図るための公定価格の加算はぜひとも必要であると思います。

もう一つ、一時預かり事業の単価改善ですが、現在、幼稚園で行っております預かり保育は、パートタイムなどで働いている保護者のニーズにも対応できており、重要な役割を果たしていると思っています。ぜひ新制度でも幼稚園型一時預かり事業の補助単価の改善をお願いいたします。

資料2でございます。29ページ、定員規定、定員規模のところ、今、北條先生がおっしゃいましたけれども、私としても例2に賛成でございます。ただ、私たち現場で定員に関しまして、非常にいろいろな疑問を持っているものがあります。その中で私立幼稚園の立場から募集の結果、利用定員を大きく下回った場合の公定価格の定員区分の適用、あるいは認可定員を上回って受け入れている幼稚園の取り扱いなどについて整理が必要ではないかとの声が上がっており、実態に沿った柔軟な対応ができるよう今後整理してほしいと思います。

もう一つ、最後に職員の配置基準ですが、幼稚園の職員配置基準は幼稚園の実態を十分に踏まえて、まずは現在の経営、運営が成り立つような公定価格の設定をお願いしたいと

思います。そして、その上で現在の教育の質を向上できるような措置をお願いしたいと思います。幼稚園で幼児教育振興プログラムを踏まえて、現在、学級担任以外の教員の配置を進めてきております。これが継続実施できるような水準に設定してほしいと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、山口委員、お願いします。

○山口委員 一般社団法人日本こども育成協議会の山口でございます。

まず、本題に移る前に、現状で皆さんに認識していただきたいことがございます。既に40万人の待機児童解消ということで待機児童解消加速化プランが始動しておりますが、私は1年以上前から保育士の不足について、ずっと申し上げてまいりました。2年ほど前から都市部、特に首都圏では保育士の不足がかなり顕著になってまいりました。昨年、今年に至りましては、それがさらにタイトになってまいりまして、1人当たりの採用費は昨年に比べて当初よりも1.5倍くらいかかって、それでも数の確保が非常に難しいという状態になっております。

以前は地方都市、例えば仙台であるとか、北海道であるとか、関西、中部地区もそうですが、比較的我々のほうは採用も何とかなっていたのですが、今年に関しましてはその地域ですら、かなりタイトになってきております。残念ながら仙台においては必要人数を集め切れていないという、状態です。

この新制度が始動いたしますと、その比ではない職員不足が確実に生じます。というよりも恐らくこの4月に場合によって開園できないような、もしくは開園をしたとしても定員を預かれないような施設がたくさん出てくるのではないかということすら、私は危惧しておるわけでございます。そういった現状の認識をまず皆さんに持っていただいた上でお話をさせていただきたいと思います。

9ページ、職員配置の改善でございます。これはもう現場で仕事をしている職員、事業者の悲願でございました。実質的に1歳児の6:1や3歳児の20:1、こういった配置数ではなかなか保育はできない。そういったところに今回切り込んで予算化という方向で議論がされるということは大変ありがたいことではございますが、先ほど申し上げました、ただでさえ、これだけ職員が足りない中で、もしこれを最低基準に上げてしまいますとどういうことが起こるか。

私はそのニーズを算定しておりませんので、これは質問としてお答えいただきたいのですが、このプランが仮に最低基準になった場合、どれだけの職員がさらに不足するのかという数字を事務局のほうからお挙げさせていただきたいと思います。同時に現実的に、この配置基準の改善はありがたいことではございますが、現実的にこれがすぐには可能とはなかなか思えません。そういった場合、こういった基準にした場合に加算するというような次善の策といいますか、そういったことは考えていただきたいなと思います。これが1点目でございます。

2番目、同じ9ページの研修の充実でございます。これも質の改善という意味では不可欠の要素でございます、ここに予算をつけていただける方向で話をさせていただくというのは大変ありがたいことだと思っております。ただし、ここに書いてございますのは、代替職員の配置だけでございます。現実的には例えば休日や平日の業務時間外に研修を行ったりもしております。また、そのときに発生する研修費用や残業代も発生しますので、残業代等の費用、こういったものも研修の充実にはかかってくるわけでございます。こういったものに対しても使えるような代替職員の配置のときのみではなくて、もう少し柔軟な使い方ができるようにしていただきたい。これが2点目でございます。

3点目、10ページでございます。職員の定着・確保の仕組みのところ、+5%くらいまで一応書き込んでいただいたのも大変ありがたいなと思っております。しかしながら、現在、政府は物価上昇率2%という目標を持っていらっしゃいます。これが達成するかどうかは別としまして、毎年2%として、場合によっては4年後これが達成すると、今から8%から10%くらいの物価上昇になると思います。それに対して+5%ということは、3年後には実質的な賃金というのは下がることになるわけでございます。そういったことについて、どのようにお考えなのか。本当にこの5%というもので、先ほど申し上げたような質と職員の定着・確保はできるのかということでございます。+45%までは申し上げませんが、これはさらに上積みが必要な部分ではないかと考えております。

また、ちょっと違う観点でございますが、職員の定着、職員の処遇の改善の部分でございます。これは前回のこの会議のときに労働団体の方がおっしゃったと思いますが、たまたま北海道の労働局が発表された数字で、これは保育施設に限定なのか、福祉施設も含めてなのかは忘れましたが、87%の施設が労働基準法を守っていないというような数字が出てまいりました。その中には残業代の不払い等が非常に多く含まれておりましたが、職員の定着や処遇の改善というのであれば、賃金の面だけではなくて、労働基準法を守るのは当然のことでございますが、実際は87%も守られていないと。これは北海道に限ったことではないと思っております。

以前、私も社会福祉法人の理事長をやっておりますので、そういった団体の会合等に出たことがあります。そのときに厚生労働省の労働関係の課長が来られて、お話をされました。これは3年ほど前になるわけですが、その方が「以前は企業のサービス関係の事業者には調査が入っていました。今は医療関係に入っています。次は福祉関係に入りますよ」とおっしゃっていました。それは何かというと、これは残業代の不払い等を含めた労働基準法をちゃんと守っているのかというようなことをおっしゃったわけでございます。

そのときに1人の法人の代表の方がおっしゃったのですが、企業に適用するような労働基準法を我々の福祉施設に適用するのはおかしいというようなとんちんかんなことをおっしゃった人もいましたが、当然これは労働者に対する権利の適用なわけでございますので、こういったことも含めて、職員の処遇の向上に資するわけでございますので、考えていただきたい。そのためには残業代もちゃんと出せるようにしていただきたい。これは保育施

設だけではありません。幼稚園も同じでございます。ちゃんと出せるように、これは本当に5%でいいのかということのを再考していただきたい。そういうふうに思っております。

続きまして、12ページ、減価償却のところでございます。今までは施設整備費に関しては、一部の事業主体に関しては適用除外、つまり株式会社にはそういったものがなかった。しかし、前の会議体のときもそうですが、イコールフットィングの観点から減価償却費の考え方を導入するということで会議は方向性が定まったと思っております。また、今月の3日に国会答弁で田村大臣もこのことについて言及をしっかりとされまして、減価償却を出すのだというようなことをおっしゃったと思っております。この点も必ず処遇していただきたいと思っております。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、吉田委員、お願いします。

○吉田委員 まず1点目です。資料1に関連して、やはり20代、30代の収入が減っているような現状があります。今、アベノミクスで賃上げもしていくという方向性が示されていますが、果たして最終的に中小企業にどれだけ回るか、そういう不安材料がまだまだ多くあります。

一方では、非正規社員も拡大しているような状況であります。そういった意味で言えば、その世帯を保つためにはしっかり働かないといけないような世帯も増えているという状況です。そういう中で女性が安心して働くことができるようになれば、世帯も安定すると思えますし、そのような状況が実現できれば、父親がある意味、無理して残業することもなく、もっと早く家に帰れる可能性も高まっていくと思えます。そうなると、例えば延長保育や休日保育、場合によっては病児保育なども必要以上に拡大しないという可能性も出てくるかなと思えますので、そういった視点をしっかりと財政的などところで支援できればと思えます。

もう一点、今回は量の拡充と質の改善について、それぞれ分けて項目立てしていただき非常に見やすいのですけれども、ただ、これが両輪であり、連動していくという観点から言うと当然、量を増やした分、必ずそこで賃金の面などの質の改善が必ずついていく話だと思います。これは表のつくり方的な問題ですが、その項目立てで量と質という形で並べていくほうがいいのではないかと思います。

資料1の10ページで保育認定の2区分に応じた対応ということで、これは下のほう、保育短時間認定の利用者負担を保育標準時間認定の95%程度と仮置きした場合の所要額ということではあると思えますが、実際に短時間の場合の費用がどれだけあるかという点も加味して、できればパートという場合に対してはもうちょっと費用的なところで安くなるというかなと思えます。もちろん実際に数字を出してみようということにはなると思いますが、やはり95%というのは高いのかなという気がしました。

もう一点。資料2の80ページの利用者負担の切り替え時期ということですが。今回は例1

「ということで、例1を基本とした上での所得の変化の対応ということで、やはりこれも急激な収入変化などに対応していくという観点からも、もちろん現時点でやっている自治体もあるということですが、こういう視点が非常に利用者としては緊急対応的にここは充実していくことが重要かなと思いますので、例1「の方向で進めていただければと思います。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、吉原委員、お願いします。

○吉原委員 東京聖労院の吉原でございます。

参考資料にございます意見書、大日向委員の御意見に賛同いたします。財源確保という点に関して大変重要な御提起をされていると思っています。とりわけ放課後児童クラブの財源確保に関しましても、質の改善という面で資料にございますけれども、職員体制の整備はもちろん重要ですが、さらにソフト面と申しましょうか、1つには活動プログラム事業に関する経費の充実。施設環境の整備改善、この辺の充実についても十分配慮を願いたいと思っております。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 渡邊です。

資料1について若干御意見を申し上げたいと思います。このたび初めて量的拡充と質の改善ということで、それぞれの推計が出されたわけでありまして。まず量的拡充につきましては、追加所要額の推計の前提ということで対象範囲も示されて推計されております。また、質の改善についても追加所要額の推計の前提が示されております。

これについては基本的に新たな制度の運用の中で、量的拡充と質の改善という立場から、これまでのこの会議または基準部会でいろいろな委員の皆さん方から意見をいただいたものを斟酌しながら、そして、事務方のほうで前向きな取り組みとして推計を立ててくれたものと理解しております。

そういう観点から考えますと、平成29年度における所要額の積算ということで、いわゆる29年度の消費税増収額が満年度化ということでとらえているわけでありまして、そういう中では一応、量的拡充には4,273億円、質の改善につきましては6,862億円という、これは引き伸ばした数字になっておりますが、これだけの財源が必要だということで下限から上限まで示されているわけでありまして、私ども市町村が実施主体となって、私立・公立の皆さん方の立場に立って支援していく立場から考えますと、財源がきちんと確保されていなければ意味がない。そういう観点から考えますと、基本的には、量的拡充と質の改善で示された推計の考え方については賛意を示したいと思っております。

先ほど申し上げた要請の中で、森大臣からも温かい言葉とともに、共に頑張りましょうというご意向を伺ったわけでありまして、各事業所の皆さん方のいろいろな立場を超え

た意見も多々あると思うのですが、それらを反映させていくためにも、財源確保がされなければ、最後は子ども市町村が利用する保護者からも運営してくれる事業者からも批判的になるわけです。制度をつくってしまえば、最後は我々末端の国民と向き合う市町村が全ての責任を負うような形になってしまうわけでありますので、その辺のことからも財源なき制度は論外でありますので、ぜひ一つそのことを、今日は岡田副大臣も見えておりますので、御理解いただきたいということだけ申し上げて、意見とさせていただきます。ありがとうございました。

○無藤部会長 ありがとうございました。

それでは、岩城代理人、お願いします。

○岩城代理人 ありがとうございます。全国国公立幼稚園長会会長代理の岩城でございます。

まず、子ども・子育て支援新制度における量的拡充と質の改善の骨子をおまとめいただき、大変わかりやすくなりました。ありがとうございます。資料1について3点確認をさせていただきますと思います。

6 ページの一時預かり事業でございます。新しく幼稚園型ということが新設されておりますけれども、先ほど高橋委員もお話してくださいましたが、公立幼稚園については一般財源ということでこの給付の対象にはならないかと思いますが、同じように措置されると考えてよろしいのでしょうか。

2 点目です。9 ページの研修の充実です。保育所や新制度のこども園に研修の確保のための給付がついたところは大変ありがたいと思います。給付額に限りがありますので、まずはここに付けていただいたということが質の改善につながる大切な部分だと思いますので、今後、消費税率引き上げとともに、多様な施設にも手当がなされるようお願いしたいところです。

3 点目です。11 ページの小学校との接続の改善のところですか。この文章の中に公立幼稚園が含まれていないのは先ほど御説明があったとおり、公立幼稚園は公立小学校との連携や接続を図りやすく、既に行われているということですので、そういった実践を地域の軸としながら、現状でなかなか連携を図りにくい施設に給付をするということでもよろしいでしょうか。ただ、この文章からは公立幼稚園だけが抜け落ちているような印象を受けますので、そういった趣旨を書き込んでいただくとありがたいかと思いました。

また、この制度ではありませんけれども、先ほど他の委員さんもおっしゃっていましたが、小学校側からも幼児教育施設との接続を働きかけるような仕組みもぜひ考えていただきたいと思います。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございました。

それでは、稲見委員、お願いします。

○稲見委員 一般社団法人全国病児保育協議会の稲見です。

大変わかりやすくまとめていただきまして、ありがとうございました。資料1の16ページの研修の充実ということが、地域子ども・子育て支援事業においても認められたことは大変ありがたいと思っております。ただ、内容的に言いますと、研修のための代替職員の配置となっていますが、先ほど山口委員からも指摘があったように、現実的にはこれは土曜日、日曜日、自分の休みの日に学会に行ったり、研修会に行ったりするわけで、研修費、交通費は現在のところは保育士の個人負担になったり、施設が肩代わりして出しているという現状がございます。このこともそういう内容のほうに入れていただければ大変ありがたいと思っております。

15ページの病児保育の充実ということで、体調不良型に対して看護師の配置により事業の実施が可能になると書いてありますけれども、こういうふうにと書くと、これはどちらかというと病児保育の量的拡大のための費用で、質の問題ではないのかなと思います。もう少し根本的なところを言いますと、これまで私たちが主張してきたのですが、この体調不良児対応型というのは、その病児保育の分類すべきものではないのではないかと考えております。

どちらかと言うと、通常の保育園に看護師を配置して、配置することによって保育園の質の向上を図るといふべきものでないかと思っております。ですから、これが病児保育に入るのは、56億円と書いてありますけれども、大変多額な費用が病児保育の名目でもって入っておりますけれども、これはおかしいかなと感じました。

これは質問ですけれども、現在その通常の保育園において看護師が配置されている保育所は何%くらいあるのかをお聞かせください。

以上でございます。

○無藤部会長　ありがとうございました。

では、奥山委員、お願いします。

○奥山委員　子育てひろば全国連絡協議会の奥山です。

このたび、これまでの皆様方の議論を踏まえての試算が出されたことにつきまして、大変ありがとうございます。どれをとっても、もっと充実が必要だということはあるとは思いますが、バランスよくここまで積算していただきました。本当にこれ以上は削れないのだろうと思うところです。ぜひ財源の確保をお願いできればと思っているところです。

昨年からニーズ調査が各市町村でされていることと思います。横浜の中でも5年前との比較等をしますと、日常的な地域の子育ての支え手がないという核家族のお母さん、お父さん方が多いです。また、子育ての不安感というものも5年前に比べて増えているというようなこともあります。

そう考えますと、赤ちゃんが生まれてから幼稚園、保育園につながるまでの間の子育て不安感、支えられ感のなさ、子育てに対しての母親の尊厳、子どもたちがうまく育つという子どもの最善の利益。このあたりは乳幼児期から守られなければいけないと思っております。

ます。そんな中での地域子ども・子育て支援、ここの充実も大変重要なことと認識しております。

資料1の15ページ、16ページあたりに少し、一時預かりやファミリー・サポート・センター事業や利用者支援事業が入っております。一時預かり事業に関しましては、保育所以外の施設についての事務経費の措置が若干ですけれども、入っております。なかなか保育所以外の一時預かり事業はそう増えていないのは、場所の確保で家賃がかかる等のこともあると思います。そういった意味でも少しこういった措置が入るということに賛同いたします。

また、このたび新しい13事業の1つとして入りました利用者支援事業でございますが、早ければ、この4月から取り組みが進むわけですけれども、地方に行っているいろいろな状況を聞きますと、なかなかここの新しい事業の本来の意味が伝わりにくいというようなことも聞いております。これは3党合意の中で入ってきた新しい事業ですし、保護者の皆さんに寄り添った形で適切な支援。もし地域になれば、そういった支援をつくり出すということも含めて、ソーシャルワークの意味も含めて非常に重要な事業と思っておりますので、ぜひこの新しい事業の内容について、もっと市町村の皆様にお伝えしていただきたいと思っております。

また、先生方から何人か御意見がありました研修の充実でございますが、やはり親子にかかわるスタッフの研修は非常に大事なところですので、ぜひ研修の充実を図っていただきたいと思っております。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、味元代理人、お願いします。

○味元代理人 高知県知事の代理で出席をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

私のほうからは主に資料2の公定価格、利用者負担に関しまして、前回の会議以降、知事会の中で出てまいりました意見について少し申し上げたいと思います。

まず、7ページの公定価格の設定に当たっての基本的な考え方についてでございます。給付額の算定に当たりましては、知事会内の多くの県から積み上げ方式が望ましいとの意見が出ております。その上で事業費や管理費に含まれます具体的な項目、あるいは給食費や施設の減価償却費の算定方法などといった算定項目、算定方法を明示していただくことは、私立幼稚園が独自の特色ある取り組みとして、上乗せ徴収を設定する際の明確な根拠にもつながると見込まれますので、可能な限り明確に対象となる算定項目及び算定方法をお示しいただくことが必要と考えます。これが1点目でございます。

次に、48ページに移りますが、給食費の取り扱いでございます。現状の認定こども園では、保育に欠ける、欠けないを問わず、同じように給食が提供されることが望ましく、子どもの食育の観点から共通の体験を得られるような工夫が必要といった取り扱いに沿って

多くの幼稚園型あるいは地方裁量型認定こども園におきまして、給食が提供されているところがございます。

幼保連携型認定こども園の基準においては、給食の取り扱いはそれぞれの園の判断ということになりましたが、新制度のもとで、同じ施設で同じ給食の提供を受けている子どもについて、1号認定の子どもは給食費を徴収する、一方、2号・3号の認定の子どもは徴収をしないといった取り扱いではなく、例えば1号認定の子どもには加算を行うといった統一的な取り扱いが必要と考えますので、御検討をお願いします。

次に、49 ページの障害児の取り扱いについてでございます。障害児に対する加配職員等の取り扱いについて、同じ認定こども園を利用している1号認定の子どもと、2号・3号認定の子どもとで取り扱いが異なりますことは、保育所と幼稚園との取り扱いの差をなくしていこうという新制度の方向性と整合がとれないものであり、統一的な取り扱いを行うという方向で検討が必要ではないかと考えます。

また、幼稚園型認定こども園の認可外保育施設部分を利用する2号、3号認定の園児に対しましても、新たに財政措置が必要となりますことなども考えますと、個々の園児の特性に対応する支援として、従来の財政支援の継続ではなく、公定価格における加算での対応というものが適切ではないかと考えます。

次に、54 ページの第三者評価の費用の取り扱いについてでございます。第三者による評価の受審・公表は職員及び施設の組織的な質を上げていくためにも非常に重要であり、施設外から客観的な評価を受けることを浸透させていく必要があります。その際、施設の経済的負担を考慮しつつ、積極的な受診を促してまいりますためには、公定価格や加算等による財政支援が必要だと考えます。

また、今回検討例として御提示のございました質の改善のための研修の充実や保・幼・小連携強化のためのステップごとの加算も有効な手段であると考えますが、今後これらの過程への対応が適切であるのか、また、新たな保育要領との整合性がとれているのかなどといった質の部分を客観的な視点で判断し、指導・育成を行っていくためには行政側の体制整備もあわせて必要となつてまいります。したがって、各施設に対しましては、連携、接続、質の向上に向けた取り組み過程に応じた加算を、また、各自治体に対しましては指導研修などの支援体制の整備に係る財政支援が必要との意見が出ております。

次に、78 ページの利用者負担に関してでございます。

80 ページの利用者負担の切り替え時期に関しましては、市町村民税をもとに個人負担額が決定されますことから、現行の保育所の個人負担額の設定方法を継続してはどうかとの意見が出ております。なお、幼稚園等の保護者に対して、個人負担額の設定変更についての十分な周知期間がとれるような時期の設定が必要だと考えますし、また、各施設において徴収事務を行いますことから、事務が煩雑にならないよう、追徴や返還の事務が生じないような時期の設定にしていきたいと考えます。

また、実費徴収及び上乘せ徴収の取り扱いについてでございます。私立幼稚園では各園

の理念の基づき特色ある幼児教育を提供しておりまして、新制度におきまして、この取り組みが制限されることのないように、上乘せ徴収については柔軟な対応が必要であると考えます。あわせて、上乘せ徴収は所得に対する減免等の措置をとっていないことから、低所得世帯の取り扱いなどについて考慮が必要ではないかの意見が出ております。

以上、簡単に御紹介させていただきましたけれども、よろしく願いいたします。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、尾身委員、お願いします。

○尾身委員 日本商工会議所の尾身でございます。

資料1の「量的拡充」と「質の改善」について、このたび所要額の推計を御提示いただきまして、ありがとうございます。

ただ、金額だけでは少しイメージしにくい部分が正直ございますので、これだけのお金でどれだけの施設が支援され、またはどれだけの子どもの受け入れが可能になるかなど、拡充・改善の姿を具体的に今後御提示いただければと考えております。

資料2の69ページ、地域型保育事業の検討例③「事業所内保育事業における従業員枠との関係性」についてです。企業といたしましては、地域枠・従業員枠のいずれの場合も同様のサービスを提供しており、また、かかるコストも当然同様となっておりまいますことから、格差をつける合理的な理由はないものと考えております。従業員の子どものが保育所に入れず、就労を断念せざるを得ない状況を回避しようと考え、企業は負担を負いながらも何とか事業所内保育所を運営しているというのが現状でございます。事業所内保育所が待機児童問題を解消する一助となっていることも十分に考慮していただき、そのような状況についても御理解いただきたいということを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、葛西委員、お願いします。

○葛西委員 日本助産師会の葛西です。

3点お願いいたします。1点は、これは感想になるのかもしれませんが、研修の充実ということで、もちろんこういったものはいずれも必要であります、病院等の場合においては、もちろん先ほどの発言にもありましたように、自分のオフの時間に研修に行き、それはほとんど自費でございます。それから、病院の診療が終わってから、夜に眠くなりながら事例検討を行ったりということをやっております、少しうらやましいなと思ったという感想がございます。かなりいろいろなところでは苦勞しております。振り返ってみますと、そういった経験も多かったなと思いました。これは全く仕組みが違うから一概には言えないとは思いますが、医療現場も厳しい状況ではありますので、少し言わせていただきたいと思いました。

2点目は、11時間の保育についてです。これについては、ぜひ確保していただきたいと思っております。先日の会議でも申し上げましたけれども、やはり病院等で看護職が働いており

ます。もしそういったことがかなわなければ、夕刻、夜間の急病に関しては少し我慢をしていただくことを強いられると思います。実際には苦しんでいる患者を置き去りにして帰っていかねばいけないということがあります。男性の働き方あるいは日本人の働き方が大きく転換しない限り、これは無理だと思います。女性は今、子どもと職場に後ろめたい気持ちを常に負いながら働いているわけですので、この辺につきましては、ぜひ 11 時間保育というものを確保していただきたいと思います。

最後には、乳児の家庭全戸訪問事業について予算がつけられるところです。それはありがたいと思っておりますが、小学校との連携につきまして書かれてございますけれども、出産から乳幼児期、それから小学校にかかる全体像をぜひ描けるような取り組みをしていただきたいと思います。実際に出産周辺につきましては、健やか親子 21 ということで次期課題について話し合われておりますけれども、それぞれがばらばらのような感じがいたしております。ぜひ子どもさんのことについてですが、その母親、思春期、更年期にかかわる問題もございまして、全体像を描けるような子ども・子育てという取り組みをしていただきたいと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、橘原委員、お願いします。

○橘原委員 全国私立保育園連盟の橘原です。

2 点お尋ねを申し上げます。まず、資料 1 のところから、幼稚園の新制度に移行するとした数値のことです。量の拡充、質の改善ともに幼稚園については 90% 移行するものと仮置きをしておりますが、どのような理由からか、教えていただければと思っております。もし 90% を下回る、80% もしくは 70% となる場合、量と質の推計数値は変わってくるのが想定されますが、その点を教えていただければと思っております。なお、保育所につきましては、どのように移行されていくものと思われておりますのかもあわせて伺いをさせていただければと思っております。

もう一点、休日保育についてです。これは資料 2 の 57 ページのところです。今回示されました休日保育の取り扱いにつきましては、認定された必要量の範囲内において、別途利用者に負担を求めず、給付費等に対応した利用者負担で保育を受けることができるとされております。このことからしますと、各園それぞれが休日保育に取り組むことが想定されているとも解されますが、そうではなくて地域住民のニーズに即したところによって、その地方自治体の裁量でどの程度設置すればよいかと理解してよいと思っておりますが、その点についてもあわせて改めて伺いたいと思っております。

私は北九州市出身ですが、北九州市におきましては各区に 1 カ所ずつ、7 カ所の休日保育園が現在行われております。仮に、休日保育を実施しないとした園から実施した園に利用者が通園した場合、その利用者の保育必要量、実施しない園の利用者の保育必要量についてはどのように考えればよいのかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、宮崎代理人、お願いします。

○宮崎代理人 三鷹市長の代理でまいりました、三鷹市子ども政策部調整担当部長の宮崎です。

私からは資料1の量的拡充と質の改善の考え方についてでお話をさせていただきます。1ページにありますように、新制度におけます量的拡充と質の改善が二者択一の関係にあるものではなく、車の両輪として取り組む必要があるという指摘は極めて重要でありまして、公定価格を検討する際の基本的な考え方として再確認をしたいと思います。

さて、公定価格の骨格の速やかな提示について重ねて要望してきたわけですが、このたび事務局のほうから2～7ページに量的な拡充について、8～17ページに質的改善についての必要額の推計値が短期間で示されたことに感謝いたします。これによりますと量的拡充に係る公費負担が4,000億円余り、質の改善に係る公的負担については7,000億円弱ということで、合わせると約1兆1,000億となっております。

その所要額につきましては、税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円程度の財源が必要であり、財源確保に最大限努力するということが3党合意や国会の附帯決議で確認されておりますが、今回の試算では今まで議論に上ってきた項目だけでも、特に質の改善に係る所要額について、当初の想定を超える推計値が示されているわけですが。

以前に申し上げましたが、財源は青天井ではありませんので、適正な制度を持続可能なものとしていくためには、あれもこれもではなく、あれかこれかを考えていかなければならない段階があるということからしますと、質の改善の要望にあった各項目について、財源の確保とあわせて優先順位の議論をすべき時期であると思われま。

量的拡充についての推計値につきましては、将来推計人口をもとに幼稚園の9割が移行すると仮定した場合の量的拡充に関する必要経費が3ページにございますが、1号認定が微増から横ばい傾向なのに対して、2号・3号認定が約3,000億円と量的拡充の約7割を占めております。

それに対して、地域子ども・子育て支援事業に係る必要経費は4ページ以降にございます、延長保育や放課後児童クラブに係る事業主拠出金150億円を含む1,100億円弱で、社会的養護関係と合わせて量的拡充の約3割となっております。これは加速化プランに基づいて待機児童を約40万人の受け入れをすることが主な要因となっておりますけれども、そのような中でも施設保育以外の在宅子育て支援を含む量的拡充に3割を充てたということは大変重要なことだと考えております。

次に、質の改善に係る推計値でございます。消費税増収額が満年度化して保育ニーズがピークを迎えると推計される平成29年度がベースになっております。しっかりと財源を確保することが前提条件でございますので、その実現に向けて万全の対応を国にはお願いしたいと思っております。

具体的な項目について、以前要望させていただいた項目からお話をさせていただきます。

1点目は職員配置についてでございます。附帯決議に盛り込まれておりました3歳児の改善のほか、1歳児の改善。これについては都内の区市町村では既に1：5が標準化されているということや、1歳児を2歳児と同じ配置で対応することの困難さから、ぜひ対応していただきたいと考えます。ただし、従前の基準や地域型保育事業とのバランスから加算措置で対応するのが妥当だと考えます。

続いて2点目は、職員の定着・確保の仕組みについてでございます。現在、平成25年から安心こども基金を活用した保育士の処遇改善特例事業に各市町村は取り組んでおります。この処遇改善事業とあわせまして、経験年数に応じた公的価格の評価、キャリアアップの仕組みについて、前回、民改費の上限の改善について指摘をさせていただきました。ここで1つ質問がございますが、今回10ページにお示しいただいた内容は、処遇改善臨時特例事業と同様のものを私立幼稚園等にも拡充した場合の単年度の所要額のように見えますが、そのような形で今後実施していくのか。

前回まで要望した中身としましては、全職種の平均並みの改善、45%アップ、8,565億円、これはなかなか難しいとは思いますが、現在10年で頭打ちの民改費の上限を保育士として最も脂の乗る勤続15～20年の30代後半から40代にかけての施設長になれるようなところまで伸ばすということで、安心して長く勤務できるようにすることが保育の質の底上げや向上、そして何よりも持続可能な保育の安定的な推進につながるという趣旨でございますので、そういった民改費の上限を勤続15年あるいは20年といったところまで伸ばした方法でやる推計の試算値もお示しいただければと思います。その効果について比べていきたいと思っております。

次に3点目は、障害児等特別な支援が必要な子どもを受け入れる療育支援について、11ページに示されたような加算措置をぜひ対応していただきたいと思っております。

その他、12～13ページに示されました栄養士の配置や第三者評価に対する加算措置などのことも大事でございますが、その他、保健師、看護師などの保健衛生職の配置についても配慮すべきかと思われまます。いずれの項目も本当に重要なものばかりでございますが、冒頭申し上げたとおり財源には限りがございますので、以前も申し上げましたが、例えば11ページでございます幼保小連携の取り組みの推進のように、これは市町村及び教育委員会の努力義務だと思っておりますので、新制度以前から常に取り組んでいるような自治体が多い項目については、推進状況に応じて期限を決めて実施するなど、全国的に核となる事業を中心に据えて、そのほかの事業については地域特性を踏まえて、地域に応じて加算措置ないしはインセンティブのある事業にする。あるいは積極的に地域子ども・子育て支援事業に取り組む事業者には加算やインセンティブを考慮するなど、限られた財源をメリハリのある形で効率的に給付する制度設計が求められていると思っております。

その検討に当たりましては、現在の8時間保育ということに対して、実際は11時間を対応しているわけですが、そういった部分について市町村や都道府県がさまざまな国基準と

同じような上乘せを行っていることについて、新制度がしっかり職員配置などの施設の確保向上につながる経費は国でカバーしていただきたいと思います。安定財源が確保されるまでの間、やむなく都道府県、市町村でカバーする部分が出てくるかもしれませんが、こうした部分についてはあくまで地域的な特性に関する経費にとどまるように期待しております。その地域等の実情に応じた部分につきましては、都道府県にも引き続き支援をいただきながら、国、都道府県、市町村の役割分担を含めて、議論していきたいと考えております。

最後に、資料2の論点の中で、利用者負担でございます。まず実態について申し上げますと、特に東京都内の区市町村の認可保育所の利用者負担額につきましては、国が定める最低基準の保育に対する国基準保育料負担額の5割程度が実態です。5割ないところもございます。こういった実態が多いということで、差額は自治体が独自財源で肩代わりをしているというのが実態でございます。また、この制度の移行を機に、各市町村の子ども・子育て会議の中で適正な受益者負担のあり方を議論すべきかとも思われます。

最後に、市町村民税を基本とした所得階層の決定については以前にも申し上げましたが、幼保間で長期的に区分率についてそろえていくこと。こういったことも申し上げました。その切り替え時期について、賦課決定時期が6月ということから、例2あるいは例2´に示すような対応が前提になりますが、幼稚園等の事務負担も必要になることを申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会の駒崎です。

まず、小規模保育の区分に関しては6～12人、13～19人の2区分で妥当だと思います。

次に、こちらの量的拡充と質の改善についての12ページの施設長、栄養士その他の職員の配置の部分で、栄養士を配置または活用して給食を実施する保育所等・認定こども園に対する費用の措置とありますが、ここに地域型保育がないのはなぜでしょうか。自園調理が原則であるという基準は合意されたものですので、そうすると調理師の配置が必要になってくるのですが、それがこちらに入っていないのはどのような理由でしょうか。教えてください。

このようにさまざまな計算がされているのですが、なかなか結果だけ見てもわかりづらい、イメージしづらい部分もありますので、よろしければ計算の論拠となる資料を添付資料みたいな形で構いませんので、ぜひお出しただけると我々としても、ここはもしかしたら必要ないかもなど。あるいはこういった部分に関しては少し伸ばさなくてはいけないかもなどという優先順位づけに資するような議論ができるのではなからうかと思っておりますので、簡単でいいので計算論拠をぜひ添付いただけたらいいかなと思います。

さて、病児保育についてです。質的改善の部分で幾らか挙げてくださっているのですけ

れども、15 ページです。こちらで拡充していただいて大変ありがたいと思います。一方で、先ほど稲見先生もおっしゃられました、こちらの2つ目の看護師等1名以上配置による体調不良児対応型というものに56億円を割いていらっしゃいますが、これは意味がないと思います。先ほど稲見先生がまさにいみじくもおっしゃられたように、病児保育ではないものを病児保育の項目に入れ込んでいるものにしかすぎないと思います。

なぜならば、この保育園に看護師を設置するのはいいですけれども、しかし、実態は感染症の子はお預かりできなかつたり、あるいは看護師が保育に回っていたりして、病児保育そのものができていないという状況があります。もしこれをするのであれば、保育所における看護師加算という形で広く病児に限らず質を上げるためにやられるべきものであって、無理くり病児保育の中に入れて病児保育の予算だというふうにしてしまわれると、病児保育でないものをある種のダミーとして掲示されても、病児保育業界にいる者にとっては甚だ納得がいかないというものになります。

ちなみに病児保育の業界では2つの業界団体があります。日本病児保育協会と全国病児保育協議会です。その2つの団体の現場の代表2人が体調不良児対応型というものはいかなものかと申し上げているということをぜひ重く受け止めていただきたいと思います。この五十数億円はそのかわりに質的な改善や量的拡充が、その病児保育では圧倒的に足りていません。こうしたところに振り分けていただくと大変ありがたいと思います。

今回、7,000億円では足りないというようなことが白日のもとにさらされました。それをきちんとデータを提示して、つまびらかにされようとした事務局の方々には大変頭が下がりますし、本当にありがたいと思います。一方、この7,000億円は消費税増税が10%になった場合において7,000億円が入ってくるということだと理解しています。しかし、10%増税するかどうかということは、まだ100%決まったわけではないということになるわけです。もし、よしんば世論の状況等を政権が気にされて10%増税がかなわなかった場合は、7,000億円すら入ってこないという状況になると理解しています。だとすると、我々の量的拡大、質的な改善はどうなるのだろうと非常に不安を覚えます。

今日は副大臣がいらっしゃると思いますので、ぜひお聞きしたいと思います。この10%の消費税増税はきちんと工程どおり進んでいるのか。あるいは議論がなされているのか。そういったところをぜひお教えいただきたいなと思います。少なくとも7,000億は必ず死守したいと思いますし、当然1兆1,000億という額をきちんと確保し、量的拡充と質的改善というものを目指していきたいと思いますので、ぜひお教えいただけたらと思います。ありがとうございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、榊原委員、お願いします。

○榊原委員 ありがとうございます。冒頭、渡邊委員から御報告をいただきましたように、今日この会議の委員、専門委員の皆さんからいただいた御賛同を森大臣のほうにお届けしました。当初の見込みどおり、この新制度を量的拡充、質の改善を図っていくためには1

兆円超が必要であるというところを必ずちゃんと確保していただきたいというのが、この会議のほぼ皆さんの一致した思いであるということ踏まえて3点言わせていただきたいと思います。

資料1の1ページ目の量的拡充と質の改善の関係について、量的拡充については市町村が現在行っている支援事業計画の積み上げを受けて実施していくものであるため、これは実施すべきものであると整理されていると理解しました。

一方、質の改善のほうは優先順位をつけて検討していく必要があると記されています。私は今回非常に議論をきちんと踏まえた追加所要額の推計値を示していただいたことを高く評価しております。感謝しているのですが、見込みどおり1兆超、1兆1,000億円くらいの財源が必要になるということが明らかになったということであり、その質の改善の項目について、優先順位をつけて、つまり削り落とすものは何なのかをここで議論していくということは、実はちょっと違うのではないかと考えています。優先順位というと、つまりやらないものを決めるというような響きがありますが、そうではなくて、見込みどおりの財源が必要になるとわかったわけであり、3党合意や国会の附帯決議でも1兆円超を確保していこうということが意見として出されている中ですので、優先順位ではなく、実施順をこの会議で決めていくということにすべきではないかと考えています。財源が確保できたものについて優先的に取り組む、その実施順を決めていくというような議論にさせていただきたいと思います。

同じように福祉の制度を大幅に改善してスタートさせました高齢者の介護保険制度においては、消費税の引き上げ財源を充てて、ゴールドプラン、新ゴールドプランというような基盤整備を先に走らせて上で保険制度が導入されました。今回、子どもについては制度の基盤整備と新制度を導入するというのを同時にやるという、実施主体である自治体にとっては大変な状況の中でのスタートになります。なので、その実施主体である市町村の方々、これから新制度の中に入って頑張っていこうと思っておられる施設の方々、実施主体の方々に不安を抱かせることのないような財源の確保と同時の議論にしていくべきだと思っているということです。実施の優先順位を話し合っていく議論を進める中では、政府においては財源確保のロードマップも示していただきたいと思います。

2番目ですけれども、もう少し具体的な話をさせていただきますと、17ページの社会的養護の充実のところです。今回この質の確保について丁寧に推計値を出していただいた中で、これまで非常に取り残されていた社会的養護の充実についても丁寧に積み上げた試算を出していただいたことを本当に感謝いたします。この中で2年ほど前には200億円くらいを社会的養護のほうにも積み増すことができるのではないかと言われていたけれども、質の改善をきちんと図ろうと思ったら470億円が必要になるということがここで示されました。この充実についても恐らく優先順位をつけてやっていく必要があると思いますが、ここに書かれたものくらいは必要最低限のものであると考えています。

日本の児童福祉、社会的養護の施設にいる子どもたちの基準の低さというのは、私も社

会的養護の検討委員会に加わり、いろいろ見聞きした中で余りにも遅れていることに愕然としました。昭和 20～30 年代の水準のままになっている。2 年前に改善されましたけれども、児童養護施設等においての子どもたちの入浴の回数は週 2 回でいいとか、施設に入っている子どもたちは幼稚園に通う費用も充てられない、学習塾に通うお金もつけられていない等々、先進国と思えないような水準であった。そこにこうした改善のメスが入るということは非常に遅ればせながら大事だと思っています。

なので、これはぜひ進めていただきたいのですが、施設の職員配置基準を改善し、人をさらに増やしていく。施設にいる子どもたちのケアの質を上げていくということは急務であることは間違いありませんが、間違いなく施設のほうにもメッセージとして届ける必要があると思っていますのは、現在の大規模収容型の施設をそのままにした上で人を増やすということではない。必ず子どもたちのケアを家庭的なものに転換していくことと同時進行でやっていく。そういったような取り組みにしていきたいと思っています。

3 目です。処遇改善については多くの委員が御指摘になっているように大変大事な部分だと思います。その点について具体的なことは申しませんが、政府においては現在進められます女性の活躍推進の観点からもこのところはきちんと対応していただきたいと思っています。日本の男女の給与格差は先進国の中で大変大きいまま取り残されています。その具体的な現場の一つとして、この幼児教育・保育にかかわっている女性たちの賃金の低さということがあります。女性たちが成長戦略の中で、その持てる力を発揮していくためにも、その活躍を社会が要請しているということがわかるような取り組みを、女性活躍推進という面からも光を当てながら、ぜひきちんと措置していきたいと思っています。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

○大日向部会長代理 ありがとうございます。私は地域子ども・子育て支援事業関係について意見を申し上げたいと思いますが、意見書を出させていただいておりますので、それに即して簡単に申し上げたいと思います。

新制度は全ての子どもに良質な発達環境を保障することと、それを地域主権のもとで地域の実情に即した支援策を充実することを特色としております。したがって、この新制度の特色を生かすためにも、地域子ども・子育て支援事業関係の施策の充実に向けて十分な議論、そして財源確保が必要だと思います。地域子ども・子育て支援事業関係はいつでも大事なのですが、とりわけ、今日は放課後児童クラブ事業と利用者支援事業に関して意見を述べさせていただきます。

放課後児童クラブ事業につきましては、先ほど吉原委員も触れてくださいましたけれども、放課後児童対策は学童の健全な発達にとってはもちろんのことですが、保護者、特に女性が就労継続できるためにも喫緊課題とされてきた。しかしながら、従来は法的にも財政的にも整備が遅れていたところですが、このたびの新制度において放課後児童クラブが地域子ども・子育て支援事業に位置づけられたことは大いに期待したいと思います。

しかしながら、実施主体となる基礎自治体からはいろいろと不安の声も上がっております。そうした実施主体となる基礎自治体の声十分に私たちは耳を傾けて、現状の問題点を精査することが欠かせないと思います。例えば幾つか申し上げますと、先般、放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書で児童の集団規模をおおむね 40 人までとされました。そういったしますと新たな児童室の確保が求められるわけですが、基礎自治体によってはその確保に大きな課題を感じているところが少なくありません。公立小学校における余裕教室の活用も必要だと思いますが、こうした点を考える上でも改めて文部科学省との連携強化をぜひとも進めていただきたいということでございます。

2 点目は質の向上、そのための指導員の安定した雇用です。放課後児童クラブの指導員の方々の勤務期間は平均 3 年と言われております。常勤指導員の確保のためにも安定した雇用環境の整備が必要だということです。また、十分な補助金額が必要ということがここにおいても非常に大切な点で、例えば実際の運営費、または施設を新規整備する場合の実際の工事費用、いずれも運営費補助単価あるいは整備費補助金では足りないということでございます。こうした基礎自治体の声を私たちはしっかりと受け止めるべきだと思います。

2 つ目、利用者支援事業です。こちらに関しましては先ほど奥山委員もお触れくださいましたが、私も同じ思いでございます。利用者の方、子ども、その保護者が教育・保育、地域の子育て支援事業について十分な選択ができるように、また、妊娠中から切れ目のない支援を行うことができるためにも情報提供を行い、そして、相談、助言、関係機関との連絡調整を行う職員の配置は欠かせないと考えます。

しかしながら、この職員配置に関して、専門職の方あるいは地域の人材育成をあわせて、十分進んでいないのが現状です。幾つか好事例はあります。横浜市、浦安市、港区、松戸市等の事例がありますが、いずれも本当に限られたことです。こうした先駆的好事例を参考にしながら、実施主体である市町村がこの利用者支援事業の重要性を認識して職員配置に注力し、工夫を行うとともに、それをバックアップする都道府県、国の十分な補助が不可欠だと思います。

最後に財源確保に関しまして、これは皆様もおっしゃっていただきましたが、3 法が成立するときに 3 党合意のもとに附帯要件で 7,000 億プラス 3,000 億円が必要だということは明確に書かれたわけです。さらに社会保障制度改革国民会議でも少子化対策は社会保障の根幹をなすのもであり、そのためにも十分な財源確保が必要だということが議論され、報告書に明記されております。どうか政府におかれまして、この点を十分御考慮いただきたいと、改めて岡田副大臣にもお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、幾つか御質問等がありましたので、お願いします。

○長田参事官 まず、私のほうから何点かお答えをしたいと思います。

坂崎委員から御質問のございました、質改善の議論というのはどの財源ベースで議論を

するのかというところでございます。本日冒頭、渡邊委員からも報告がありました1兆円超の御要望に関しましては、先ほど来、複数の先生方からも御指摘をいただきましたとおり、与野党、国家または政府の類似の会議等におきましても繰り返し繰り返し、その必要性についての共通認識が示されているわけでございます。その点の財源確保の努力の必要性につきましては、森大臣以下、私どももしっかり認識をしているものでございますが、たしか前々回の会議で統括官からお答え申し上げましたとおり、そうは言いながら消費税財源によって具体的な財源確保の見通しの立っている0.7兆円と、今後その確保に向けて努力をしていくものというところで、やはり財源としての性格が異なるわけでございます。

したがいまして、現時点におきましては、まずはその財源の見通しの立っている0.7兆円ベースで、まずは何について、どこまで対応できるかということの整理をしていただきながら、さらなる改善につきましては先ほど榊原委員から、その実施の順位づけというようなお話がございましたが、財源確保以外の中で次にどういったものに取り組んでいけるのかということの議論をお願いしたいと思っております。それが1つでございます。

宮下委員からの量拡充について、場合によっては妥当性評価ということがございましたが、先ほど来、申し上げておりますとおり、今回の量の推計といたしますのは、あくまで一定の仮定、ある種の割り切りをさせていただいた上で計算をしたものでございまして、最終的には市町村計画の積み上げによって置き替わるものでございますので、その結果によって額が大きくなることもあれば、逆に低くなることも可能性としてはあるわけでございます。

むしろ、その評価というのはそれぞれの市町村が地域の子ども・子育て会議で十分議論をしていただきながら、その妥当性というものを御判断いただくという性格のものではないかと思っておりますが、あくまでこの数字は議論の大きなフレームを想定していただくに当たっての仮の数字と受け止めていただければと思います。

稲見委員から御指摘のございました、体調不良児対応型の関係でございます。病児保育の位置づけかどうかということは私からのコメントはいたしません、そもそもこれは質の改善ではなくて量の拡充ではないかということでございます。ここの整理につきましては、量の拡充についてはあくまで現行制度に基づく基準であったり、単価ということを前提に試算をした部分でございまして、それが改善かどうかという評価はともかくといたしまして、現行制度に一定の変更を加える、あるいは創設をする。そういう性格のものについては質改善の項目の中で整理をさせていただいたということでございます。

○無藤部会長 お願いします。

○橋本保育課長 それでは、私のほうから保育の関係の話を中心にお答えをさせていただきたいと思っております。

佐藤委員から、子どもの親御さんに対する支援を保育所が行っているということについての評価はどこに表れているのかという御質問をいただいたかと思っております。もちろん園を

挙げて対応しているわけですが、そういった中での主任保育士さんを中心にそういった親に対する支援、あるいは地域の子育てに対する支援を重点的に行っていると。そのところの機能を強化するという意味で、現在の保育所運営費の中で主任保育士専任加算ということが行われているわけですが、約8割の保育所におきまして、この加算がついているかと思えます。

今日、お配りしました資料の中でいきますと、11ページに地域の子育て支援・療育支援という項がございます。この中の一番最初の項目の中で、主幹教諭あるいは主任保育士についての専任化という項目がございます。この中で※が2つございますが、2つ目のほうで、幼稚園、保育所につきまして専任化を加算で実施するか、または全て専任化するかという形の区分けで書いてございます。加算ということで実施するのは現行の主任保育士専任加算と同じ考え方になりますので、その部分は現在のベースラインの中に既にあるという前提でございますが、仮にこの全て専任化という形をとった場合には、現在加算がされていない施設も含めまして、主任保育士に対する専任加算を行うという整理になってまいりますので、今日の一覧の中ではこの部分に出てくるという整理になるかと思えます。

もう一つ、佐藤委員から認定こども園がどういう意味で使われているかという御質問がございました。私は原則論的に言えば、単に認定こども園と書いてあるところにつきましては、認定こども園の4類型を念頭に、幼保連携型認定こども園と書いてあるところについては、その特定の類型を念頭に書いているつもりでございます。ただ、そのところが本当にそういった形で首尾一貫した整理できているかどうかの精査まではいたしておりませんので、そのところは適切でない部分の表現がありましたら、また精査をさせていただきます、修正を加える必要があるかと思っております。

溜川委員から、利用者負担が徴収できない場合の対応につきまして、問題提起という形でいただいたかと思えます。この点につきまして、これまでの議論の中ではまだ十分に私どもとしても運用の整理ができておりませんし、議論としても深まった議論はしておりませんが、今回の法改正の中で、市町村のほうで代行徴収を行う制度を設けてございます。こちらにつきまして、最終的に園のほうで一定の努力をしていただいた上で、市町村のほうで滞納処分という形で実施をするという枠組みがございます。こちらの運用についても整理をしてまいりたいと思えますし、また、措置制度も今回設けております。何らかの理由で子どもの育成という観点から、やむを得ざる事由があるときには、例外的なものとして措置制度を設けておりますので、こういったものもあわせた運用も全体として整理をさせていただきたいと思っております。今後また御議論をいただければと思っております。

山口委員から、職員の配置基準の関係での御質問がございました。例えば本日お示ししております3歳児の配置の改善ということで、仮に20:1のところから15:1に改善をするということになりました場合、実施率にもよりますが、単純計算をしてみますと、およそ8,000人の保育士が追加的に必要になってくるということでございます。これにつ

いては先ほど山口委員もおっしゃいましたように、マストの基準という形でやるのではなく、加算という形をとることも考えてほしいというお話もございました。私どものほうでも、やはりそういった考え方は非常に有力な選択肢になるのではないかと考えているところでございます。

処遇の改善に関係いたしまして、物価上昇ということが出てきた場合にどうなるのかということのお尋ねもあったかと思えます。これにつきましては本日の資料の中で申しますと、資料1の8ページにございます。

8ページの質の改善についての「(2) 諸前提」の中の最初の項目にございますように、物価変動等の要素は勘案しないという前提で試算をいたしております。したがって、そういった物価変動が大きく出てきた場合には、数字的な見直しということは必要になるものと思っております。

あわせて、山口委員から北海道労働局での労働基準法違反の御指摘がございました。これは何らかの理由で労働基準法違反が懸念されるような施設を対象に労働局のほうで調査を行った結果ということございまして、北海道の中に全ての保育所の87%で違反があったということではございませんので、それについては誤解のないようにいただきたいと思えます。

稲見委員から看護師を今、配置している施設がどのくらいの割合かというお尋ねがございました。これにつきまして調査結果で見ますと、約7,000園の保育所で配置されているということでございますので、おおむね3分の1でございます。本日お配りした資料の中では、資料2の40ページをお開きいただきますと、保育所における保健師、助産師、看護師の配置人数が数字で出てございます。私営のほうで見まして約4,000人、公営のほうで見まして、約1,800人が配置されているところでございまして、私立の場合には約3分の1、公立の場合には約5分の1といったところの配置の状況かと思えます。

橘原委員から、移行割合ということで幼稚園のことについては私からは差し控えさせていただきますが、保育所のほうにつきましてはどう考えているかというお尋ねがございました。保育所については100%の移行を前提といたしております。

休日保育についても御指摘がございましたが、今回の整理の中で休日保育を加算という形で本体の給付の加算という形に組み替えるということを1つ念頭に置いているわけでございます。こちらの実際に地域で展開する場合のやり方につきましては、先ほど北九州市のほうでは各区に1カ所という形でやっているというお話がございましたように、全ての園が休日保育を実施することを必ずしも念頭に置いているわけではございませんで、地域の中でどこか休日保育を実施する場所を決めてやっていただくとか、そういったやり方のほうが恐らく現実的であろうと考えております。

また、今の休日保育の補助事業の中での単価が低いという御指摘もあったわけですが、今般この給付の中に組み込むことに伴いまして、そういった格差が生じないようにといったことの単価的な面での見直しということも組み込んだ形で示させていただいて

いるものでございます。

三鷹市の宮崎部長から、処遇改善のところにつきまして、現在の保育士について行っている処遇改善と同様のものを全体で行うという形のものなのかという御質問がございました。全体としての2.85%という案でやった場合の金額、この部分はあくまでも枠どりとして2.85%としてやったとしたら、このくらいの金額がかかってくるということでございますので、実際のやり方が今の保育所のやり方と全く同じであることを大前提としているわけではございません。もとより今の保育所で行っております処遇改善は民改費の存在を前提としておりますので、民改費の上に乗せる形で今、行っているものでございます。

最終的に勤続年数や経験年数などをどういった形で公定価格に反映させるのかという、そここのところの仕組みそのものから見直す必要があると思っておりますので、そういったところのやり方はそれぞれ今後のふさわしいやり方を考えていく必要があると考えてございます。

駒崎委員から、小規模保育における調理師等の人件費はどうなっているのかといった御指摘がございました。今般の資料の中で、量拡充の中で3ページでございしますが、2号認定、3号認定の全体としての量拡充は約2,940億円という形で試算をしております。これは現在の保育所における平均的な単価を前提に人数をかけたものでございますが、実際に保育の受け皿をつくるに当たりましては、保育所という形もあれば、または認定こども園という形もありますし、地域型保育事業という形も出てまいります。ですので、この量拡充の中には現状の保育所の平均的な単価の中で含まれている要素というものは、この中に組み込まれているものと御理解をいただきたいと思えます。

したがいまして、調理員の配置というものも今の保育所運営費の中に入っている要素でございしますので、その量拡充の一部を小規模保育で実施した場合も、その経費の中に見込まれていると頭を整理していただければと思えます。

最後に、病児保育の体調不良児型の御指摘で、これは稲見委員からも駒崎委員からもいただいたところでございまして、これは重く受け止めさせていただきたいと思えます。ただ、そういった形で先ほど駒崎委員から御指摘がございましたように、看護師の配置加算といった形に変えた場合には、全体として、これは増加充実分のみならず、この体調不良児型として行っている病児保育の根っこの部分から税財源のほうに変わる形になってまいりますので、その場合には全体としての所要額はさらに膨らむということを御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○無藤部会長 お願いします。

○竹林少子化対策企画室長 私のほうからは高橋委員から御質問のありました、公立保育所、公立幼稚園、そういう地方財政措置の関係はどのような感じになっているのかということについてお答えしたいと思っております。

まず最初に、今回の消費税の増税から得られる増収分からの7,000億円であるとか、あ

るいは今日最初にお話がありました一兆円超のお話というのは、あれは国、地方合計の公費全体ということで書かれているわけでございますし、今日お示した各項目ごとの追加所要額につきましても、項目の性格に応じて公立の保育所や幼稚園が含まれるべきものについては、その公立の分も含んで書かれているもの。例えば3歳児の職員配置改善700億円と書いてあるものにつきましては、これは100%地方負担でやっている公立保育所や公立幼稚園の分も含まれた額をここに書かせていただいているものでございます。

では、自治体はその分はどのように財源の手当てをするかといいますと、今回の消費税引き上げは地方消費税という形で自治体のほうに直接入る増収分もでございますし、国の消費税の中から地方交付税措置ということで自治体に回るものもでございます。地方消費税分につきましては、その部分の引き上げ分は法律上、地方分についても社会保障財源化されております。

交付税につきましては地方交付税の基準財政需要額をどのようにつくっていくかということで、ここは所管が総務省になりますので、私どもはきちんとお話をしていきたいと思っております。随時情報交換あるいは御相談をしながら進めておりまして、現に26年度の予算につきましては相当御協力をいただきまして、適切な地方財政を自治体に対してお示しいただけるということになっておりますので、27年度以降の実施分につきましても、きちんと連携してやってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○無藤部会長 では、幼児教育課長、お願いします。

○蝦名幼児教育課長 溜川委員、橘原委員から幼稚園の移行率が9割ということで仮置きになっていて、この考え方についてということでございます。幼稚園につきましては御案内のとおり、現在さまざまな多様な形で運営がされております。そういった中で、新制度の中で施設型給付を受けるとなりますれば、応諾義務でありますとか、あるいは公定価格という形で、これまでなかった制約がかかってくるということもございます。したがって、ここで例えば100%移行だというような仮定を置くのはなかなか難しいだろうと思っております。

一方、法律上、制度の施行時点で幼稚園については別段の申し出がない限り、基本的には施設型給付の対象となると、みなし確認という扱いがございます。こういった扱いがあることも踏まえて、この試算は大部分の園が新制度に移行するとしたらという前提で考えてみたところでございます。100%ではなく、しかし、多くの園がということになりますと9割くらいというようなところが正直なところでございます。

これが悩ましいのは、鶏と卵のような関係がございまして、何割来ると仮置きをした上で、例えば1号の子どもについてはどれくらいの公定価格になるかということがようやく見えてくるわけですし、それを見ながら、例えば来年の夏までの間に各園はこの新制度に入ってくるか、それとも従来どおり私学助成でいくか、6月くらいまでの判断をしていたかなければいけないということになりますので、ここで一定の前提を置いて、まずは金

額を設定して、最終的には確かに橋原委員のほうからありましたよう、ずれるかもしれませんが。その場合には再度、このところは補正を行ってということになっていくのだろうと思いますが、9割の考え方は今ほど申し上げたような、かなり割り切ってここは設定をしたというところでございます。

岩城代理から一時預かりのところの量拡充で一定の金額が示されているけれども、ここに公立分が入るかということですが、公立分は今ほどの御説明ともダブりますけれども、入っているというふうに積算をしてございます。

保幼小連携のところについて、私立については言及があるけれども、公立では何もやっていないというような認識なのかというお尋ねだったかと思いますが、基本的に今は公立と私立と比べますと、全体として小学校の設置者でもあり、公立幼稚園の場合は幼稚園の設置者でもある教育委員会と、公立幼稚園、公立小学校を中心に保幼小の取り組みは進められている傾向があるかなと思っております。こうした公立における取り組みに私立あるいは保育所も含めて近づけるようにということで、今回、保幼小の接続の改善について公定価格の中で経費を見ることができればと考えております。

8割の園が何かしら小学校との連携、8割くらいの市町村で保幼小の連携を何かしらされているというのが実情でございますけれども、その内容を見ますと相互交流のようなレベルもあれば、冊子をきちんとつくっていただいて、三鷹市さんの例はまさにそういった取り組みですけれども、さまざまございますが、今回考えておりますのは、そうした連携、交流といったようなところから少し踏み出して、小学校と幼児期の教育・保育のプログラムの接続の改善を行いたい。

小学校に上がって間もないときの教育カリキュラムと小学校に上がる直前の幼稚園、保育所で子どもたちに何を身につけさせていくかといったようなことについて調整を図って、接続期のプログラムのようなものをつくるような取り組みに対して、これはかなり先導的な取り組みだと思っておりますが、2割くらいの市町村では既に行われておりますが、こういった取り組みを伸ばしていくことができればということで一定の経費を見積もっているところでございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

若盛代理人、御発言を追加でどうぞ。

○若盛代理人 全国認定こども園協会の若盛でございます。古渡の代理でございますけれども、代表をさせていただきます。

実は先週の土曜日ですが、隣の灘尾ホールで認定こども園の未来についてということで研修会を開催させていただきました。あのホールは全体で350人くらいなのですが、連日のように申し込みがございました。テーブルなしにしようということで500人以上の参加者が集まりました。その内容につきましては、もちろん現場の設置者の方々、保育者もいらっしゃいましたけれども、行政の方々もいらっしゃいました。

やはり今後の認定こども園について、どうあったらいいのかということについてが非常

に興味というか不安材料がかなり多くあったように思っております。国の方々にもお出でいただいたりもしましたけれども、1日大雪でしたが、本当に500人弱でございました。欠席の方が40名くらいでした。各地から集まってこられました。感想は、非常にわかりやすかった、これからも研修を続けていただきたいという内容でございました。

私たち協会としても、各地でとにかく不安な方々のための発信をさせていただいてきております。今回の質や量に関してもそうですが、徐々に徐々に明確になってきておりますので、ぜひそれぞれの団体の主張、個人のお考えがおありになられるかと思いますが、早急に精査をしながら、質の高い教育・保育に向かって、ぜひ取り組んでいただければと改めて思っております。以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、副大臣から御発言をお願いいたします。

○岡田副大臣 今日最後まで出席することができまして、皆さんの御意見を聞かせていただきました。今日皆さんにお示しをしました、この一定の前提を置いた追加所要額の推計というのは、皆さんの御意見を踏まえて内閣府、厚生労働省、文部科学省を初め、関係省庁で議論をして、今日お出しをさせていただいたわけでありまして。

また、今日はたくさんの御意見をいただきました。これも踏まえて、しっかりまた検討をしていきたいと考えているところであります。財源の話が出ましたけれども、消費税増税7,000億ということで、しかし1兆円を超える金額になっております。ここがこれから私たちは一番大事なことであろうと考えております。森大臣を先頭にしっかりと頑張っていきたいと考えています。

今日はバレンタインデーですが、昨日は何の日か多分御承知ないだろうと思います。2月13日はNISAの日ということで、私は金融庁のほうの副大臣もやっております、昨日はNISAの日のシンポジウムを都内で開かせていただきました。貯蓄から投資へということで、国民金融資産約1,600兆円と言われておりますけれども、やはりそれを投資に向けていく。投資の裾野を広げていくという意味で、この1月からNISAは御承知のとおりだと思いますから多くお話しはしませんが、100万円ということで非課税という新しい制度も始めて、何が言いたいかということ、まず消費税増税で入るお金、医療、年間、介護、そして今回、森大臣の強力な力で少子化対策も入れるということで、大変これは私もよかったと思っております。

しかし、これだけで社会保障の財源は解決できません。景気をよくするということが今、私たちの最大の課題であると考えています。去年は安倍政権にとって景気回復元年の年、株価を初めとして日銀短観数字は御承知のとおりです。しかし、地方に景況感が広がっていないということも踏まえて、今年は景気回復の正念場、名は体を表すという言葉がありますが、安倍晋三の晋という漢字の持つ意味は、辞書を引いてみますと、すすむという意味しか書かれておりません。三がすすむ、三がすすまない日本の経済は再生しない。

私はこの三という数字は私たちが生きるためのキーワードの数字だと考えています。だ

から、アベノミクスも三本の矢ということです。早起きは三文の徳とか、三人寄れば文殊の知恵とか、三という数字はたくさんあります。今のソチオリンピックだって金銀銅三位入賞ということで、三の話をするとう長くなるから、今日はしませんけれども、ぜひ消費税増税は4月から国民の皆さんに御負担をいただく、御迷惑をおかけするということでありましたが、景気が腰折れしないようにということで、約5兆5,000億の経済対策パッケージ、そして、1兆円を超える減税をやって、まず景気をよくしていくということが私は一番大事なのだろうと思っています。10%に上げるかどうかは総理の最終判断でありますから、これは私からコメントすることはできません。いずれにしても、持続可能な社会保障制度、特に少子化対策の制度をつくり上げるということが目的であります。

私は市長時代に「仕事のかきくけこ」という言葉をよく使っていました。子ども・子育て支援制度を広げていくために、皆さんからいただいた御意見、今日はこれの所要額を出させていただきました。考えることから始まって、基本に忠実に、工夫をして、計画して、行動をする。これが「仕事のかきくけこ」ということで使っていましたが、特に大切なもの、それは工夫ということなのだろうと思っています。

21世紀は知的所有権の時代だと言われていています。知的所有権ということを知りやすく言うと、これからの時代は新しい発想やアイデアで勝負をする時代だ。この新しい発想やアイデアというのは、感動や感激から生まれてくるのだろうと思っているわけでありまして。皆さんの御意見で今日推計額を出させて、ほかの党にもこれから説明をして、いろいろな御意見を賜り、皆さんの御意見を基本にして、しっかりと工夫をしながら、この制度をつくっていきたいと、公定価格を国民の皆さんに発表していきたいと考えておりますので、どうぞ次の会議にもよろしく御願い申し上げまして、御挨拶にかえたいと思います。ありがとうございました。

○無藤部会長 ありがとうございました。

それでは、次回の日程について、事務局からお願いいたします。

○長田参事官 次回でございますが、第15回「子ども・子育て会議基準検討部会」は、2月24日月曜日の9時半から12時半ということでよろしく御願い申し上げます。

○無藤部会長 ありがとうございました。

それでは、第14回「子ども・子育て会議基準検討部会」を終了いたします。お疲れさまでした。

～ 以上 ～